

令和4年9月定例会  
商工建設分科会会議録  
令和4年9月28日～30日

場 所 第5委員会室



令和4年9月28日(水曜日)

午後0時58分開会

会議に付託された議案等

○議案第24号 令和3年度宮崎県歳入歳出決算  
の認定について

出席委員(8人)

主	査	西村賢
副主	査	山内佳菜子
委員		坂口博美
委員		二見康之
委員		野崎幸士
委員		山下寿
委員		重松幸次郎
委員		来住一人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

労働委員会事務局

事務局長	内野浩一朗
調整審査課長	川野宏

商工観光労働部

商工観光労働部長	横山浩文
商工観光労働部次長	米良勝也
企業立地推進局長	平山文春
観光経済交流局長	山下栄次
商工政策課長	高橋智彦
経営金融支援室長	島田浩二
企業振興課長	佐々木史郎
食品・メディカル産業推進室長	阿萬慎治

雇用労働政策課長	児玉珠美
企業立地課長	松浦好子
観光推進課長	海野由憲
スポーツランド推進室長	那須隆輝
オールみやざき営業課長	吉田秀樹
工業技術センター所長	大衛正直
食品開発センター所長	平川良子
県立産業技術専門校長	有村隆

事務局職員出席者

議事課主任主事	木村結
議事課主任主事	山本聡

○西村主査 ただいまから決算特別委員会商工建設分科会を開会いたします。

まず、分科会の日程についてであります。

分科会の日程につきましては、お手元に配付の日程案のとおりで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日開催されました主査会について御報告いたします。

まず、審査の際の執行部説明についてであります。

お手元の分科会審査説明要領により行いますが、決算事項別の説明は目の執行残が100万円以上のもの、及び執行率が90%未満のものについて、また、主要施策の成果は主なものについて説明があると思いますので、審査に当たりましてはよろしく願いいたします。

次に、監査委員への説明を求める必要が生じた場合の審査の進め方についてありますが、その場合、主査において他の分科会との時間調整を行った上で質疑の場を設けることとする旨

確認がなされましたので、よろしくお願いたします。

次に、審査の進め方ではありますが、お手元に配付の分科会審査の進め方のおりでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 それでは、分科会審査の進め方のおり進めさせていただきます。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

---

午後1時0分再開

○西村主査 分科会を再開いたします。

令和3年度決算について、執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○内野労働委員会事務局長 労働委員会事務局の令和3年度決算の概要につきまして、説明させていただきます。

お手元の令和3年度決算特別委員会資料の1ページをお開きください。

労働委員会事務局の予算科目は、表の左から2番目の欄にありますとおり、(款)労働費(項)労働委員会費(目)委員会費のみでございます。

決算の概要につきましては、表の一番下、合計の欄を御覧ください。

予算額9,127万円に対しまして、支出済額8,898万5,983円となり、不用額228万4,017円、執行率97.5%となっております。

目の不用額が、100万円以上となっておりますが、その主なものは、節の一番上の報酬の不用額131万3,342円、その下、中ほどの旅費の48万9,114円であります。

これらは、新型コロナの感染拡大に伴い、通

常、月2回開催しております定例総会が月1回の開催となった月があったことなどにより、労働委員会委員15名の月額報酬や旅費が執行残となったことなどによるものであります。

なお、主要施策の成果に関する報告書への掲載、決算審査意見書に掲載された審査意見及び監査における指摘事項はございません。

決算に関する説明は以上でございますが、令和3年度の業務実績の概要につきまして、調整審査課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○川野調整審査課長 それでは、令和3年度の業務実績につきまして、御説明いたします。

資料の2ページをお開きください。

まず、(1)の不当労働行為審査事件についてでございます。

これは、労働組合や組合員に対する使用者側の行為が、労働組合法で禁止されている不当労働行為に該当するか否かの審査を行うものであります。

最終的に、不当労働行為に該当すると判断した場合は、その是正を命じる救済命令を、不当労働行為に該当しないと判断した場合は、棄却命令を発することになりますが、審査手続の過程で、労使間での話し合いによる解決の機運が生じた場合は、双方に和解を勧め、合意に達すれば和解協定書を締結し、事件は解決することとなります。

令和3年度は、新規の申立てが1件ありましたが、審査の手続において、当事者双方の主張や証拠を調査・整理して争点を明らかにする一方で、当事者双方に和解による解決を勧めるなど審査に時間を要したため、次年度に処理を繰り越しております。

なお、当該事件につきましては、今年6月に

命令書を発出し終結しております。

続きまして、(2)の労使紛争あっせん事件についてでございます。

まず、①の集団的事件でございます。

これは、労働組合と使用者との間に生じた労働関係に関する紛争について、労働委員会が間に入り、双方の歩み寄りを促すことにより、紛争の解決に努めるものでありますが、令和3年度は、取扱事件はありませんでした。

次に、②の個別的事件でございます。

これは、労働者個人と使用者との間に生じた労働関係に関する紛争について、労働委員会が間に入り、双方の歩み寄りを促すことにより、紛争の解決に努めるものであります。

アの取扱件数ですが、令和3年度は、新規の申請3件を取り扱いました。処理状況としましては、解決が1件、打切りが2件となっております。

事件の内容につきましては、イの内容別件数のとおり「賃金」が3件と最も多く、次いで「労働条件」、「パワハラ・嫌がらせ」となっております。

続きまして、3ページを御覧ください。

(3)の労働相談についてでございます。

労働相談は、職場での様々なトラブルで悩んでいる相談者に対しまして、労働関係法令に関する情報提供や助言を行うとともに、内容によりましては、先ほど御説明したあっせん制度を紹介することもございます。

まず、①の相談者別件数ですが、令和3年度は609件の相談があり、そのうちの大部分は、労働者個人からの相談となっております。なお、コロナ関連の相談は39件ございました。

労働相談の内容ですが、②の内容別件数にありますとおり、「パワハラ・嫌がらせ」に関する

相談が180件と最も多く、次いで「退職」、「年休」に関する相談が多く寄せられております。

なお、コロナ関連の相談につきましては、年休に関する相談が13件と最も多く、具体的には、「県外に行った場合など、コロナへの感染を懸念して会社から休むように言われたが、その期間は一方的に年休処理された」などの内容でございました。

続きまして、4ページをお開きください。

(4)の取扱件数の推移でございますが、過去3か年度の推移は、御覧の表のとおりでございますが、特に労働相談件数は、下のグラフにも示しておりますとおり、近年、大幅に増加しております。

最後に、5ページを御覧ください。

当委員会では、通常、平日の8時半から17時まで労働相談を受け付けておりますが、仕事の都合で平日の昼間は相談できない方などのために、10月15日から21日の期間を労働相談週間として、平日の相談時間を延長し、また土日にも相談を受け付けることとしております。

○西村主査 執行部の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○来住委員 委員会資料の2ページで、個別的事件は、解決が1件、打切りが2件となっているんですけども、解決と打切りの違いが分かりません。

○川野調整審査課長 解決と打切りの違いということで、解決はあっせん案に沿って、それぞれが同意をして、それで解決ということになります。打切りというのは、二つのパターンがございます。一つは申請者が申請をしたにも関わらず、相手方が応じなかった、そのあっせんに乗らなかったというパターンと、もう一つはそれぞれの主張の隔たりが大きくて、解決する

見込みがないということで、打切りとなるもの  
でございます。

○西村主査 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 それでは、以上をもちまして、労  
働委員会事務局を終了いたします。執行部の皆  
様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時10分休憩

---

午後1時27分再開

○西村主査 分科会を再開いたします。

商工観光労働部の審査を行います。

まず、部長より令和3年度決算の概要につい  
での説明をお願いいたします。

○横山商工観光労働部長 まず、決算の説明に  
先立ちまして、先日、本県に大きな被害をもた  
らしました台風第14号によりまして、被災され  
た県民の皆様、心よりお見舞い申し上げたいと  
思います。

今回の台風では、様々な分野で大きな被害が  
発生しておりますけれども、商工観光労働部関  
係でも、商工関係団体等から、昨日までに建物  
の損壊や浸水被害など、700件を超える被害報告  
を受けているところでございます。

当部といたしましても、台風の被害を受けた  
商工業者向けの特別相談窓口を設置をしたとこ  
ろでありまして、今後は国や市町村等の関係機  
関とも連携を密にしながら、金融支援などしっ  
かりと対応してまいりたいと考えております。

それでは、商工観光労働部の令和3年度決算  
につきまして、御説明させていただきます。

決算特別委員会資料の1ページをお開きくだ  
さい。

この施策体系表は、県総合計画「未来みやざ

き創造プラン」のアクションプランにおける分  
野別施策のうち、商工観光労働部に関連するも  
のを、主に施策と合わせて記載したものでござ  
います。

それでは、主な施策の概要につきまして、説  
明させていただきます。

まず、一番上の人づくりについてであります。

1、多様な主体が参加し、一人ひとりが尊重  
される社会の国際化への対応といたしまして、  
国際交流員による学校訪問活動を通じて、国際  
理解の促進を図りました。

また、多文化共生に関する意識啓発のために、  
アドバイザーの派遣や外国人住民向けの防災セ  
ミナー等を開催するとともに、新型コロナの影響  
で海外との往来が制限される中、本県と台湾  
の高校生によるオンライン交流を支援したとこ  
ろでございます。

さらに、外国人住民にも暮らしやすい社会づ  
くりを推進するために、行政や生活全般に関す  
る情報提供や相談対応を行ったほか、外国人住  
民のための日本語講座等を開催いたしました。

そのほか、置県140年となります令和5年の宮  
崎県人会世界大会の開催に向けた準備としまし  
て、開催PR動画の作成や国内県人会との関係  
強化を図ったところでございます。

次に、その下の産業づくりについてござい  
ます。

1の様々な連携により新たな産業が展開され  
る社会の産業間・産学金労官連携による新事業  
・新産業の展開といたしまして、東九州メディ  
カルバレー構想に基づきまして、医療機器関連  
産業への新規参入や機器開発及び販路開拓等  
に対する支援のほか、スポーツ・ヘルスケア産  
業に関する商品やサービスの開発等の支援や農  
商工連携による新商品開発等を支援いたしまし  
た。

次に、その下の、2、創造性のある工業・商業・サービス業が営まれる社会の工業の振興につきましては、まず、新型コロナウイルス感染拡大防止対策としまして、飲食店等への営業時間短縮要請の影響を受けた関連事業者への支援や県独自の緊急事態宣言等の影響を受けた県内事業者への支援を行ったところでございます。

また、県内中小企業の資金繰りを支えるため、低利での融資や信用保証料の補助等を行い、事業継続を支援いたしました。

また、商工会、商工会議所が行う経営指導や専門家派遣、体制強化等の取組を支援したほか、企業の成長に必要な人材の掘り起こしを行い、都市部のプロフェッショナル人材と県内企業とのマッチングを支援いたしました。

また、新産業創出の取組を進めるとともに、産学官連携による共同研究開発等を支援したほか、I o T等の先端技術の利活用を促進するための取組やものづくり企業の技術力向上に向けた新製品や新技術開発等の支援を行いました。

また、中核企業の育成を図るため、産学金労官の13の機関で構成します、企業成長促進プラットフォームにおきまして、成長期待企業への集中支援を行いますとともに、地域経済を牽引することが期待される企業であります、未来成長企業に対して、それぞれの企業が抱える課題に応じた支援を行ったところでございます。

さらに、新型コロナウイルスの影響を受けつつも、新たな事業展開や新分野への進出等を図る企業に対して、ICT技術導入等を支援したほか、ものづくり企業の生産設備改修等の取組を支援いたしました。

また、自動車産業関連企業の取引拡大や航空機関連産業への参入支援を行ったほか、食品製造業者に対し、衛生管理・品質管理向上のため

の支援等を行ったところであります。

さらに、工業技術センター及び食品開発センターにおきまして、産学官連携による研究開発や技術支援を行ったところでございます。

また、企業立地につきましては、立地の受皿となる事業用地の確保を図る市町村を支援したほか、オンラインによる企業との面談や、県内外の事業所へのフォローアップ訪問面談など積極的な誘致活動を展開いたしました。

また、テレワークの実施に適した環境整備を行う県内事業者の支援等を行いますとともに、コロナ禍に伴うサプライチェーンの見直しや地方回帰の動きを取り込むため、県内へのサテライトオフィスの整備に対する支援を行いました。

次に、商業・サービス業の振興につきましては、商店街活性化に取り組む市町村を支援をしますとともに、インターネット販売事業への参入を目指す事業者の育成を図りました。

また、新型コロナウイルスの影響を大きく受けた酒類の販売事業者等の支援のほか、本県経済の回復を図るために、国が実施しますG o T o E a tキャンペーンの食事券発行事業者に対し、プレミアム率の上乗せを行いますとともに、プレミアム付商品券の発行や、地域の実情に応じた消費喚起策に取り組む市町村を支援いたしました。

また、商店街に人を集め、消費を促す取組として、商店街活性化プランの策定等を支援したところでございます。

また、急速に発展するICT技術に対応できる人材の養成に取り組みましたほか、本県ICT人材の確保を図るため、首都圏在住のICT人材とのネットワーク構築を図ったところであります。

また、県産品の国内外での認知度向上や販路拡大を図るため、海外への展開としまして、海

外事務所や現地の輸出促進コーディネーターなどを、県産品販路開拓の拠点として、県内企業と現地バイヤーとのマッチングなどに取り組みますとともに、県内事業者を取りまとめ、県産品を海外に輸出する地域商社への支援を行いました。

また、本県の本格焼酎の海外販路拡大を図るため、認知度向上のためのプロモーションや情報発信に取り組んだところでございます。

国内への展開としましては、県産品のさらなる認知度向上や販路拡大を図るために、新宿をはじめとする4つのKONNEやネットショップを活用した販売促進キャンペーンの実施や、百貨店等での物産展開催支援などを実施しましたほか、メディア活用による県内外への情報発信に取り組んだところでございます。

次に、3、活発な観光・交流による活力ある社会の観光の振興につきましては、MICEの推進として、開催支援やキーパーソン招聘のほか、感染防止対策による小規模化など、開催環境の変化を踏まえた誘致に取り組みました。

また、新型コロナの感染状況を見極めながら、県民向け・隣県在住者向けの旅行割引事業であるジモ・ミヤ・タビキャンペーンを行いましたほか、新型コロナ感染防止対策としまして、宿泊事業者等が行う感染拡大防止対策や前向き投資への支援を行いますとともに、県内で実施される教育旅行に対する支援を行いました。

また、東京オリ・パラの代表クラスをはじめ、プロ・アマが実施したスポーツイベントやキャンプ合宿につきましては、アスリートや観客の感染症対策を実施しながら、受入れ支援等を行ったことにより、安全安心なキャンプ地宮崎を確立し、スポーツランドみやぎを推進しました。

また、木崎浜サーフィンセンターの完成や屋

外型トレーニングセンターの整備に取り組んだところでありまして、スポーツランドみやぎが、より一層進展するものと考えております。

また、本県のシンボルキャラクター、みやぎ犬を活用した情報発信や、みやぎ大使、みやぎ応援隊による魅力発信、新宿みやぎ館KONNEの有効活用などにより、本県の多彩な魅力をPRいたしました。

次に、その下の県境を越えた交流・連携の推進につきましては、九州内からの誘客促進を図るために、NEXCO西日本や大分県と連携した誘客に取り組みますとともに、南九州3県による国内教育旅行のPR等を行いました。

次に、4、経済・交流を支える基盤が整った社会の地域や企業を支える産業人財の育成・確保につきましては、小・中学生等に対し、技能体験教室を開催しましたほか、高校生へは、熟練技能者による講座を開催し、技能の重要性について周知・啓発に努めたところであります。

また、産業技術専門校におきましては、中学・高校の学卒者等に対する職業訓練や離職者を対象とした職業訓練等を実施いたしました。

次に、4ページの、職場環境整備と就業支援につきましては、女性や高齢者、若年者の就業を促進するために、相談窓口の設置やセミナー等を開催いたしました。

また、高校生の県内就職を促進するため、県内就職支援員を配置するとともに、県内企業の紹介冊子を作成し、配布しましたほか、高校生による職業体験動画を制作することで、早い段階から県内企業の魅力に直接触れる機会を提供いたしました。

また、新型コロナの影響による離職者を採用した県内企業に対する支援を行ったところでございます。



また、宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターにおいて、ふるさと宮崎人材バンクを活用した職業紹介や、オンラインによる就職説明会を開催いたしましたほか、大学生等のインターシップ支援や、外国人留学生の就職、採用支援に取り組みました。

また、働きやすい職場づくりを促進するため、仕事と生活の両立応援宣言事業所の登録や、働きやすい職場ひなたの極認証制度の推進を図りました。

主な施策の概要については、以上でございます。

続きまして、決算特別委員会資料の5ページをお開きください。

令和3年度歳出の決算状況につきまして御説明いたします。

一般会計は、下から5段目の計の欄になりますが、予算額707億7,923万2,207円、支出済額519億465万956円、翌年度繰越額につきましては、明許繰越額115億3,297万1,970円、事故繰越額2億5,309万6,770円、不用額70億8,851万2,511円、執行率73.3%、翌年度繰越額を含めた執行率は90%となっております。

次に、特別会計は、下から2段目の計の欄になりますが、予算額5億4,129万7,000円、支出済額3億2,820万3,454円、不用額2億1,309万3,546円、執行率60.6%となっております。

一般会計と特別会計を合わせました部の合計は、一番下の欄になりますが、予算額713億2,052万9,207円、支出済額522億3,285万4,410円、翌年度繰越額につきましては、明許繰越額115億3,297万1,970円、事故繰越額2億5,309万6,770円、不用額73億160万6,057円、執行率73.2%、翌年度繰越額を含めた執行率は89.8%となっております。

次に、監査における指摘事項等につきましては、商工観光労働部関係はございませんでした。

また、監査委員から提出されました、令和3年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書におきまして、3件の意見・留意事項等がございました。これらにつきましては、後ほど、各事業の詳細と併せまして、関係課長が説明いたします。

○西村主査 部長の概要説明が終わりました。

これより、商工政策課、企業振興課、企業立地課の審査を行います。

令和3年度の決算について各課の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○高橋商工政策課長 商工政策課の令和3年度決算につきまして、御説明いたします。

決算特別委員会資料の5ページをお開きください。

まず、一般会計でございますが、一番上の行、商工政策課のところ、左側から、予算額は507億233万6,207円、支出済額は417億1,845万4,270円、翌年度への繰越額は、26億1,102万1,000円、不用額は63億7,286万937円、執行率は82.3%、翌年度繰越額を含む執行率は87.4%であります。

次に、特別会計でございますが、下から4行目の商工政策課のところ、左側から、予算額は4億4,036万円、支出済額は2億5,129万5,796円、不用額は1億8,906万4,204円、執行率は57.1%であります。

6ページをお願いいたします。

目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

中ほどの(目)商業振興費であります。

不用額が63億6,818万2,966円となっております。

ますが、主なものといたしましては、下から5行目、報償費の執行残12億6,691万4,100円、次の8ページ、上から3行目、貸付金の執行残50億円であります。

まず、報償費につきましては、令和2年度からの繰越事業であります、飲食関連事業者等緊急支援事業において、1事業者あたり20万円の支援金を支給するものでありますが、申請者数が見込みよりも大きく下回ったことから執行残が生じたものであります。

また、貸付金につきましては、中小企業融資制度の原資預託金で、大規模な自然災害等に緊急的に対応するための予算として、緊急対策枠50億円を確保しておりましたが、対応が不要であったことから執行残となったものであります。

引き続き、8ページ中ほどの(目)物産振興費を御覧ください。

執行率が66.4%となっておりますが、これは、新型コロナの影響による出張の中止による旅費の執行残等によるものです。

次に、9ページをお願いいたします。

一番上の(目)工鉦業振興費であります。

不用額が264万8,388円となっておりますが、これは主に、地域課題解決型起業支援事業におきまして、補助対象事業者の事業費が減少したため、補助金が執行残となったものであります。

その下の10ページをお願いいたします。

上から3行目、特別会計の(目)小規模企業者等設備導入事業助成費であります。

不用額が1億8,906万4,160円となっておりますが、これは主に、貸付金に計上しております決算剰余金でありまして、次年度以降の貸付原資などとして、令和4年度に繰り越しているところであります。

次に、特別会計の歳入決算について御説明い

たします。

令和3年度宮崎県歳入歳出決算書の中ほど、水色の仕切りからが、特別会計となります。

特別会計の1ページをお開きください。

小規模企業者等設備導入資金特別会計であります。

上の表の一番下、歳入合計欄でございますが、左から3列目の調定額5億4,201万8,263円、その右の収入済額4億4,036万1,128円、1つ飛びまして、収入未済額1億165万7,135円となっております。

特別会計の歳入決算につきましては、以上であります。

続きまして、主要施策の成果に関する報告書につきまして、御説明いたします。

青いインデックス、商工政策課のところ、205ページをお願いいたします。

まず、産業づくりの2、創造性のある工業・商業・サービス業が営まれる社会でございます。

ページ中ほどの表、施策推進のための主な事業及び実績につきまして御説明いたします。

表の一番上の飲食関連事業者等緊急支援でございますが、飲食店等への営業時間短縮要請により、大きく影響を受けた飲食関連事業者等を支援するものありまして、繰越を含めて延べ1,574事業者に対し、支援金を支給したところであります。

なお、決算特別委員会資料の中でも申し上げましたが、令和2年度からの繰越分につきましては、申請者数が当初見込みを大きく下回ったことによりまして、12億8,860万円余が執行残となっております。

これは、第1波の際に実施した小規模事業者に対する給付金につきまして、当初の想定を大幅に上回る申請があり、2度の補正増を行った

経緯、教訓を踏まえまして、本支援金につきましては、当時見込まれる最大限の見積りを行ったことや、第1波では、昼間の時間帯を含め、終日の休業要請が行われましたが、本支援金の対象期間である第3波の際には、夜間のみの特短要請であったことなどが影響しているものと考えております。

このような多額の執行残が生じたことにつきましては、誠に申し訳ないことであり、今後適切な積算に努めてまいりたいと考えております。

次の、中小企業融資制度貸付金は、金融機関、信用保証協会と連携し、低利の事業資金を円滑に供給するためのもので、357億8,333万4,000円の原資を金融機関に預託したところであります。

主な実績内容でございますが、新型コロナウイルス対策として、新型コロナウイルス感染症対応資金による県内中小企業の資金繰りの支援に取り組みまして、新規融資実績は、1,080件、134億6,439万5,000円となっております。

次の、中小企業金融円滑化補助金は、県の中小企業融資制度を利用する中小企業者の信用保証料の負担軽減を図るため、信用保証協会に対して保証料の一部を補助するもので、4億3,341万6,000円の補助を行ったところであります。

次の、中小企業融資制度利子補給は、新型コロナウイルス感染症対応資金に係る利子分を事業者に交付するもので、金融機関を通じて、1万8,845件の利子補給を行ったところであります。

206ページをお願いいたします。

一つ飛びまして、中小企業団体中央会等補助金及び、次の、小規模事業経営支援事業費補助金は、県中小企業団体中央会、商工会、商工会議所等に対し、指導員等の人件費や指導事業等への補助を行ったものであります。

次の、中小企業等経営基盤強化支援は、商工会等が、税理士などの専門家や経営支援チームを小規模事業者等に派遣し、事業の強化や新分野進出などに関する助言や指導を行うなど、経営基盤の強化を支援するもので、令和3年度の専門家派遣件数は400件となっております。

次の、商工会事務局体制強化は、市町村と連携して、事務局長不在の商工会に地域振興コーディネーターを設置することにより、経営指導員等が経営改善普及事業に専念できる体制づくりを支援するもので、市町の7商工会に対して支援したところであります。

次の、県内事業者緊急支援につきましては、県の緊急事態宣言や国のまん延防止等重点措置等の影響を受けた事業者を支援するものでありまして、令和3年度内の支給件数は1万1,236件となっております。

続いて、207ページをお願いいたします。

一番上の、プロフェッショナル人材戦略拠点運営は、企業の成長に必要な人材を掘り起こし、人材紹介会社につなぐことにより、県内企業と都市部のプロ人材とのマッチングを支援するものでありまして、令和3年度の採用者数は34人となっております。

一つ飛びまして、みやざき小規模企業者等設備導入資金貸付金は、小規模企業者等の創業や経営基盤の強化に必要な設備資金貸付制度の原資として、産業振興機構に対し1億2,500万円を貸し付けるものでありまして、機構において、6件、5,478万円の設備導入資金の貸付けを行っているところであります。

210ページをお開きください。

一番上の、未来みやざき地域商業活性化支援は、商店街活性化に取り組む市町村への補助事業として1市2事業の取組を支援するとともに、

商店街の人材育成のため、2商店街を対象に研修会を実施したものであります。

次の、インターネット販売成長促進は、インターネット販売事業への参入を支援する参入促進セミナー、また、売上増加を目指す事業者を対象としたスキルアップセミナーやウェブ物産展等を開催し、インターネット販売事業者の育成を図ったものであります。

一つ飛びまして、みやざき応援消費活性化は、新型コロナの影響により落ち込んだ県内経済の再始動に向けた取組として、全市町村と連携して市町村が行うプレミアム付商品券の発行等を支援するものであり、プレミアム付商品券の発行実績に限って見ますと、22市町村において、発行総額はおよそ63億円となっております。

221ページを御覧ください。

一番上の、みやざき商店街活性化支援強化は、商店街の活性化を図るため、10の商店街等について、商店街活性化プランの策定等を支援したものであります。

主要施策の成果については、以上であります。

続きまして、令和3年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書の35ページをお願いいたします。

小規模企業者等設備導入資金特別会計につきましては、一番下の意見・留意事項等の欄にございますとおり、「貸付金の収入未済額については、今後も引き続き償還促進についての努力が望まれる」との意見であります。

収入未済額につきましては、訪問や文書催告等により回収に努めておりますが、令和3年度は40万円を回収したところであり、収入未済額は1億165万7,135円となっております。

引き続き、償還促進に努めますとともに、要件を満たした債権については不納欠損処理についても検討していくこととしております。

なお、監査における指摘事項につきましては、特に報告すべき事項はございません。

○佐々木企業振興課長 企業振興課の令和3年度決算につきまして御説明いたします。

決算特別委員会資料の5ページをお開きください。

企業振興課は、一般会計の上から2段目の欄でございます。

予算額は15億7,082万5,000円、支出済額は14億9,209万3,787円で、不用額は7,873万1,213円、執行率は95%でございます。

次に、同じ資料の11ページ、企業振興課のインデックスのところをお開きください。

目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

まず、下から7段目の(目)工鉱業振興費であります。不用額は6,079万6,959円でございます。

その主な内容といたしましては、次の12ページの上から4段目の負担金・補助及び交付金でございます。

これは昨年度、新型コロナ対策として、補正予算により実施いたしました中小企業の新事業展開や新分野進出への取組、新製品・新技術開発等の取組に対する補助事業につきまして、その事業費が確定したことによるものであります。

次に、中ほどの(目)工業試験場費でございます。

不用額が1,746万1,024円となっておりますが、これは工業技術センターの維持管理経費等の執行残でございまして、主なものとしましては、次の13ページの上から2段目の工事請負費でありまして、これは、工業技術センター管理研究棟の漏水設備改修工事の執行残でございます。

次に、主要施策の成果に関する報告書について

て御説明いたします。

お手元の報告書、企業振興課のインデックスのところ、212ページをお開きください。

産業づくりの1の(1)産業間・産学金労官連携による新事業・新産業の展開でございます。

表の一番上、東九州メディカルバレー医工連携総合支援では、医療機器関連産業への参入等を支援するコーディネーターの配置や医療機器の展示会出展などによりまして、県内企業の新規参入や取引拡大に向けた117件の支援を行ったところでございます。

また、宮崎大学の寄附講座を中心に、企業との医工連携による研究開発を支援することによりまして、医療機器関連産業の振興を図ったところでございます。

次に、213ページを御覧ください。

表の一番上、みやざき農商工連携支援では、中小企業者と農林漁業者との連携による新商品開発等の取組について13件の支援を行ったほか、商品開発に関する個別相談会により88件の支援を行ったところでございます。

続きまして、214ページをお開きください。

2の(1)工業の振興でございます。

表の一番上、イノベーション促進・新事業創出推進では、産学官が連携した共同研究開発の取組について、新規・継続合わせて18件の支援を行ったほか、企業等が持つ優れた技術シーズのマッチングによる事業化支援など、県内中小企業の課題解決や新事業創出等に向けた取組を支援したところでございます。

その2つ下の新規事業、ポストコロナを見据えたものづくり企業技術力向上促進では、県内中小企業が、公設試験研究機関等と連携して行う新製品・新技術開発等の取組について、22件の支援を行ったところでございます。

次に、215ページを御覧ください。

表の一番上、産学金労官プラットフォームによる地域産業・企業成長促進では、成長期待企業等として認定しております31社のうち28社に対して、13の関係機関で構成する企業成長促進プラットフォームにおきまして、伴走型の支援を行ってきたところであり、付加価値額の拡大に向けた取組について、11件の助成を行ったところでございます。

その2つ下、改善事業、地域中小企業等新事業構築支援では、県内企業がコロナ禍における環境変化に対応するために行った新事業展開や新分野進出等の取組について、169件支援したほか、ICT技術導入等の取組について27件、医療関連機器開発等の取組について4件の支援を行ったところでございます。

その下の新規事業、ものづくり企業生産設備等改修支援では、新型コロナウイルスの影響を受けたものづくり企業が行う生産性向上やコロナ対策にかかる生産設備改修等の取組について、7件の支援を行ったところでございます。

次に、216ページをお開きください。

表の3段目、工業技術研究開発及びその下、食品開発センター研究開発ですが、工業技術センターにおきまして、食品の鮮度保持を目的とした湿度調整が可能な技術に関する研究など、14テーマの研究開発を行ったところでありまして、その下の食品開発センターにおきましては、おいしさ評価を支える基盤技術開発など、9テーマの研究開発を行ったところでございます。

さらに、それぞれのセンターにおきまして、企業からの依頼試験や技術相談等に対応しております。

次に、219ページをお開きください。

(2)の、商業・サービス業の振興ござい

ます。

表の一番上、改善事業、みやぎICT産業を担う人材育成では、急速に進展するICT技術や、変化の激しい市場ニーズに対応できる人材育成のため、県内ICT企業の技術者を対象とした研修を行いまして、計79名の参加があったところでございます。

その下、新規事業、みやぎICT産業人材スカウトでは、ICT人材確保のため、本県と首都圏在住のICT人材とをつなぐための専用ホームページを開設しまして、昨年度末時点で27名がネットワークに登録いただいたところでございます。

主要施策の成果につきましては、以上でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

**○松浦企業立地課長** 企業立地課の決算につきまして、御説明いたします。

決算特別委員会資料の5ページをお開きください。

企業立地課は、上から4段目の欄であります。

当課の令和3年度一般会計の決算額は、予算額8億5,633万4,000円、支出済額7億532万7,259円、不用額1億5,100万6,741円、執行率は82.4%であります。

18ページをお開きください。

目の不用額が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものにつきまして、説明いたします。

ページ中ほどの(目)工鉱業振興費であります。不用額1億5,098万3,692円となっております。

その主な理由について説明いたします。

まず、旅費であります。県外での企業誘致

活動に関して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期を中心に、先方企業から対面ではなく、オンライン会議を希望されるケースが多くなったことなどにより、不用額が生じたものであります。

次に、負担金・補助及び交付金の不用額1億4,797万9,000円ですが、これは、企業立地促進補助金と、令和2年度からの繰越事業である、サプライチェーン対策等県内投資促進補助の執行残がその主なものです。

企業立地促進補助金は、立地企業の新規雇用や設備投資などの実績に応じて支払うもので、毎年度、次の年度に申請資格のある立地企業について、あらかじめ申請の有無と見込額を確認の上、予算を計上しておりますが、令和3年度に補助金の申請を予定しておりました立地企業のうち、一部の企業が補助金の申請を見送りましたことや、申請額が当初の見込み額を下回ったことなどにより、執行残が生じたものであります。

サプライチェーン対策等県内投資促進補助は、令和2年度から2つの事業を繰り越しておりました。うち一つの事業は、工場の増設に対する補助を予定しておりましたが、申請者から、資材の高騰等により、投資計画の見直しが必要となり、新たな図面の作成等に時間を要することから、事業期間中に事業が完了しないため申請を取り下げたいとの申し出がありましたので、交付決定の取消しを行った事により執行残が生じたものであります。

続きまして、主要施策の成果の主なものについて、説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の企業立地課のインテックスのところ、228ページをお開きください。

産業づくりの2の(1)工業の振興であります。

施策推進のための主な事業及び実績の表のうち、1段目の、地域工業団地整備促進であります。

近年、企業立地の進展に伴い、立地可能な工業団地が県内には少なくなっている状況にありますことから、立地の受皿となる事業用地を確保するため、市町村が実施する工業団地整備への支援等を行うものであります。

令和3年度は、工業団地整備に関する排水施設、取付道路等の基盤整備に取り組んだ都城市、工業団地の分譲を促進するための広報事業に取り組んだえびの市に対して、補助金を交付したものであります。

次に、一番下の段、企業立地促進補助金であります。令和3年度は、補助金の申請のありました36企業に対しまして、設備投資額や新規の雇用者数等の実績に応じ、補助金を交付したものであります。

229ページをお願いします。

新規事業、地方創生テレワーク推進であります。コロナ禍を契機としまして、都市部を中心にテレワークが普及するとともに、地方での暮らしへの関心が高まったところであります。当事業は、テレワークの受入れ促進を通じた本県への新たな人の流れを創出するため、テレワークの実施に適した環境整備を行う県内事業者への支援のほか、県外企業に向けた県内テレワーク環境の情報発信や体験ツアー等のプロモーションを実施したものであります。

主な実績としましては、テレワークの実施に適した環境整備を行った3社へ補助金を交付したほか、県外企業向けに県内でのテレワーク体験ツアーを4回実施したところであります。

その下の、サプライチェーン対策等県内投資促進補助であります。当該事業は、新型コロナウイルス感染症対策として、国の交付金を活用し、令和2年6月補正で承認いただいた事業であります。国内外での生産・事業拠点を見直し、地方への回帰を進める企業の動きを本県に取り込むため、工場の新・増設やサテライトオフィス整備等の設備投資に対する支援を行うものであります。

実績としましては、令和2年度に採択し、繰り越した2つの事業のうち、令和3年度に事業が完了したサテライトオフィス設置事業者1社に対して、補助金を交付いたしました。

ページ中ほどの施策の推進状況であります。

先ほど説明しました事業など、様々な企業立地活動を展開した結果、令和3年度の企業立地件数は30件となったところであります。

主要施策の成果につきましては、以上でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書に関して、特に報告すべき事項はございません。

○西村主査 執行部の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○山内副主査 主要施策の成果に関する報告書の205ページの一番上の項目の飲食関連事業者等緊急支援について、過去の実績から見積もったけれども申請が少なかったということでの今回の実績だったという御説明がありましたが、例えば、申請できる条件自体がちょっと厳しかったとか、その実態と、手を挙げたいんだけども挙げづらいような状況だったとか、何かそういう声とか、聞き取り結果みたいなものは特になかったんでしょうか。

単に過去の実績による積算よりも少なかった

という受け止め方で大丈夫なのかを確認させていただきたいです。

**○高橋商工政策課長** 飲食関連事業者等緊急支援では、第3波の際に時短営業要請を受けた飲食店と直接取引のある事業者及び関連するタクシー事業者、運転代行業者、主に3類型の事業者に対して支援をしたところであります。

もともとの背景といたしましては、第1波の際の支援金に2倍以上の申請があったことを踏まえて積算したところでありますが、一方で、この時短営業要請をしたのが令和3年1月でございますので、恐らく補正減できるタイミングではない、かつ繰越しに際しては基本的に補正増もできない中、最大限の見積もりをするしかなかった状況であったかなと考えています。

取引事業者という点につきましては、例えば氷屋とか、おしぼり屋とか、いろんなところがございまして、その時点で、具体的に使いづらといったようなお声はいただいておりませんが、最大見積もった、一方で、なかなか影響が読めなかったというのは正直なところかと理解しております。

**○山内副主査** 見積りと実際との差が大きかったという部分は理解できました。

事業自体が、実際に使おうとした場合に実は使いづらかったとか、そういうことがなかったのかどうかは私は気になっているところで、実際そういう声は届いていないということなんですけれども、もしまた機会があったら、この制度の使い勝手はどうだったとか、そういった部分も確認していただいて、今後の事業の組み立てに御活用いただけたらと思います。

**○高橋商工政策課長** 承知いたしました。

こういった執行残が生じた事実はしっかりと受け止め、直視しながら、反省すべき点は反省

して、しっかり次に生かしていくことが非常に重要で、副主査がおっしゃったとおりでございますので、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

**○坂口委員** 宮崎県歳入歳出決算審査意見書の35ページ、小規模企業者等設備導入資金特別会計です。収入未済額が1億円余り、不納欠損処理も考えていくということだったんですけれども、不納欠損処理できる条件というか、基準というか、そこらはどうなっていますか。

**○島田経営金融支援室長** 不納欠損の整理事由等につきましては、財務規則に規定がございまして、簡単に申し上げますと、破産や倒産で債務が免責されたような場合ですとか、納入義務者が死亡した場合で、財産の相続の方が相続で得た財産をもって納付してもまだ未納があるような場合ですとか、回収が困難なケースについては可能となっております。

**○坂口委員** なかなか難しいところなんだろうけれども、いつまでも帳簿に残って回収が難しいと、心配するのは連帯保証とかです。

連帯保証されているようなケースであれば、そこにまでしわ寄せして収入未済額を減らしていくべきなのか、それとも、そこらはある程度柔軟性をもって対応していくべきなのか、そこらの判断の幅というのはどうなっているんでしょうか。

**○島田経営金融支援室長** 御指摘のとおり、長期にわたって回収が困難な事例が残っておりまして、1件は連帯保証人を訪問し、督促をいたしまして、昨年度40万円を回収しております。

そのほかの事例も、既に貸付けを受けられた当時の事業者は、解散されていたり倒産されていたりということで、事業者からの徴収はできませんので、連帯保証人で連絡のつく方を調査



した上で回収を図っているところがございます。しかし、こちらも所在不明等でなかなか調査が難しいところがございますので、引き続き調査を進めて、不納欠損も含めて検討してまいりたいと考えております。

○坂口委員 なかなか難しいところですが、一方じゃ最大限の支援をして何とか元気を出していただく、生き残っていただくということも当然やっていかなきゃいけない中で、連帯保証の責任をあまり追及し過ぎても——今の時代、それが県にとって総合的な利益になっていくのかも十分検討しながらの対応も必要じゃないかなという気がします。

なかなか判断は難しいところだとは思いますが、帳簿をしっかりとつけることが前提になるうとは思いますが、そこらも総合的な判断の下でこの時代を乗り切っていただくことも検討すべきかなと考えたものですから。

○島田経営金融支援室長 御指摘のとおり、県内の中小企業者、事業者の今後の発展や活躍のためにも、過剰な負担というのは当然望ましくないということで、いろいろなことを総合的に判断させていただきながら債権の収入未済額の解消に努めてまいりたいと思っております。

○西村主査 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 それでは、以上をもちまして商工政策課、企業振興課、企業立地課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時22分休憩

---

午後2時30分再開

○西村主査 分科会を再開いたします。

これより、雇用労働政策課、観光推進課、オ

ールみやぎき営業課の審査を行います。

令和3年度の決算について各課の説明を求めます。

○児玉雇用労働政策課長 雇用労働政策課の令和3年度決算について御説明いたします。

決算特別委員会資料の5ページをお開きください。

雇用労働政策課は、上から3段目の欄でございます。

当課の令和3年度一般会計の決算額は、予算額14億3,069万1,000円、支出済額13億3,476万8,724円、翌年度への繰越額540万円、不用額9,052万2,276円、執行率は93.3%、翌年度繰越額を含む執行率は93.7%であります。

次に、雇用労働政策課のインデックスのところ、14ページをお開きください。

目の執行残が100万円以上のものについて御説明いたします。なお、執行率が90%未満のものはございません。

まず、上から3段目、(目)労政総務費であります。

不用額は、2,377万4,919円であります。

主な理由であります。外国人技能実習生等受入事業者支援事業において、国の新型コロナ水際対策の措置に伴い、県内事業所や監理団体が負担した宿泊費や交通費等の経費の一部補助を行いました。申請件数が見込みを下回ったことによる執行残等でございます。

次に、15ページをお開きください。

1段目、(目)労働教育費、不用額は871万8,023円となっております。

主な理由であります。新型コロナ対策として実施しました緊急雇用維持支援事業において、事業の継続、雇用の維持を後押しするための給付金を支給いたしました。実績が見込みを下

回ったことによる執行残等でございます。

次に、3段下の(目)職業訓練総務費であります。不用額は、557万9,036円となっております。

主な理由であります。ものづくりの魅力発見！匠の技をご覧あれ技能振興事業において、新型コロナウイルスの影響を受け、技能まつりを中止したことによる執行残等でございます。

次に、16ページを御覧ください。

中ほどの(目)職業訓練校費であります。不用額は5,245万298円となっております。

主な理由であります。離職者等の再就職を促進するための委託訓練において、就職率に応じて委託先へ支払う報奨金が見込みを下回ったことなどにより、報償費に不用額が生じたこと、また、訓練の受講者数が見込みを下回ったことにより、委託料に不用額が生じたことなどによるものであります。

決算につきましては、以上でございます。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

別冊資料、主要施策の成果に関する報告書、雇用労働政策課のインデックスのところ、220ページをお開きください。

まず、産業づくりの4の(1)地域や企業を支える産業人財の育成・確保であります。

主な事業について御説明いたします。

2段目の技能向上対策であります。

これは、将来を担う若者などのものづくりへの関心を高めるため、小中学校や高校等に技能士を派遣し、技能体験教室や技能講座を行ったところであります。

また、決算の説明の中でも申し上げましたが、産業を支える技能や技能士に対する県民の理解を深めるため、技能まつりを開催予定でしたが、

新型コロナウイルスの影響により、残念ながら中止しております。

次に、221ページを御覧ください。

県立産業技術専門校であります。

西都市の本校において、高等学校卒業者以上の方を対象に、電気設備科など4科で、1・2年生合わせて142人に対し、2年間の普通課程による職業訓練を行ったところであります。

また、分校の高鍋校では、中学校卒業者以上の方を対象に、建築科など3科、19人に対し、1年間の短期過程による職業訓練を行ったところであります。

そのほか、委託訓練につきましては、パソコンや医療事務、介護福祉士等の訓練コースを設け、離職者等を対象として、合計869人の方に職業訓練を実施し、県民の就職促進に努めたところであります。

次に、223ページを御覧ください。

(2)職場環境整備と就業支援であります。

2段目の女性・高齢者就業支援では、みやぎ女性・高齢者就業支援センターを運営し、997人の就労相談に対応し、177人の方の就職が決定しております。

その下の若年者就職・定着サポートでは、若年者の就職相談に対応するヤングJOBサポートみやぎの運営を行い、5,626人が利用し、308人の方の就職決定につながったところであります。

次に、224ページを御覧ください。

1段目、改善事業、「伝える宮崎の魅力」高校生県内就職促進であります。

これは、高校生の県内就職率を向上させるため、産業人財プラットフォームを核とした情報提供体制構築等を行う事業であります。令和3年度は、高校生に特化した就職総合情報サイ

ト「アオ活」の開設や、高校生が実際の企業現場で体験活動を行う姿を収録した動画を制作し、オンライン配信及び各高等学校・特別支援学校へ配布を行ったところであります。

次に、下の段、改善事業、離職者等採用企業支援であります。

これは、新型コロナの影響により、離職を余儀なくされた方等を正規雇用した企業に対して給付金を支給する事業で、29件、32人の実績でありました。

なお、締切りの延長に伴い、令和4年度へ540万円を繰り越しております。

最後に、226ページを御覧ください。

1 段目、働きやすい職場環境づくり整備であります。

この事業では、労働者等からの労働相談に対応するとともに、県内企業の働きやすい職場づくりの推進を図るため、仕事と生活の両立応援宣言登録制度や、働きやすい職場「ひなたの極」認証制度の推進、講演会や研修会の開催や啓発パンフレットの配布等を通じ、ワーク・ライフ・バランスのさらなる促進に努めたところであります。

主要施策の成果については、以上であります。

次に、監査における指摘事項等についてであります。当課につきましては、指摘事項とされたものはございませんでした。

また、宮崎県歳入歳出決算審査意見書に關しましては、特に報告すべき事項はございません。

**○海野観光推進課長** 観光推進課の令和3年度決算について御説明いたします。

委員会資料の5ページをお開きください。

当課は、一般会計と特別会計がございます。

まず、一般会計ですが、上から5番目、観光推進課の欄を御覧ください。

予算額150億4,078万3,000円に對しまして、支出済額57億9,995万1,613円、翌年度への明許繰越額87億2,700万2,970円、事故繰越額2億5,309万6,770円、不用額2億6,073万1,647円、執行率38.6%、翌年度繰越額を含む執行率は98.3%であります。

次に、特別会計ですが、下から3段目、観光推進課の欄を御覧ください。

こちらは、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計と県営国民宿舎特別会計の合計額になりますが、予算額1億93万7,000円に對しまして、支出済額7,690万7,658円、不用額2,402万9,342円、執行率は76.2%であります。

続きまして、19ページ、観光推進課のインデックスのあるところの上のページを御覧ください。

目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

一般会計、上から3段目の(目)観光費であります。不用額の合計は、2億6,073万1,647円となっております。

主なものとしまして、まず、表の中ほど旅費の不用額281万8,443円あります。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響等により、国内外でのセールスプロモーション活動等が中止となったことによる執行残であります。

その3つ下、委託料の不用額1,157万5,286円あります。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響等により、セールスプロモーション活動やキャンペーン事業が縮小となったことによる執行残であります。

次に、その2つ下、工事請負費の不用額139万1,500円あります。

これは、木崎浜サーフィンセンター整備費の

入札執行残であります。

次に、その1つ下、負担金・補助及び交付金の不用額2億4,443万2,096円であります。

これは、観光需要の回復を図るために取り組んだ観光誘客の補助事業等が年始めの新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、中止になったこと等によるものであります。

続きまして、20ページを御覧ください。

えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計、上から3段目の(目)観光費であります。不用額の合計は、161万6,480円となっております。

これは主に、えびの高原アイススケート場の維持補修等に計上している決算余剰金でありまして、次年度以降の維持補修費の財源として全額を令和4年度に繰り越しております。

続きまして、21ページをお開きください。

県営国民宿舎特別会計、上から3段目の(目)観光費であります。不用額の合計は、2,241万2,862円となっております。

主なものとしまして、表の下から5段目、工事請負費の不用額2,125万5,144円あります。

これは主に、国民宿舎の維持補修費等に計上している決算余剰金であり、次年度以降の維持補修費の財源として全額を令和4年度に繰り越しております。

歳出決算の説明は以上でございます。

続きまして、特別会計の歳入について御説明いたします。

令和3年度宮崎県歳入歳出決算書の中ほど、特別会計の5ページをお開きください。

まず、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計でございます。

ページ中ほど、歳入合計の欄を御覧ください。

調定額362万2,584円、収入済額362万2,584円

となり、収入未済額はございません。

続きまして、特別会計の8ページをお開きください。

県営国民宿舎特別会計でございます。

ページ中ほど、歳入合計の欄を御覧ください。

調定額9,733万4,639円、収入済額9,733万4,639円となり、こちらも収入未済額はございません。

特別会計の歳入決算につきましては、以上でございます。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

資料替わりまして、お手元の令和3年度主要施策の成果に関する報告書の観光推進課のインデックスのところ、231ページを御覧ください。

産業づくりの3、活発な観光・交流による活力ある社会の(1)観光の振興についてであります。

まず、主な事業名の一番上、改善事業、MICE推進強化につきましては、当初、令和3年4月に開催を予定していましたアジアゴルフツーリズムコンベンションに向けまして、令和2年度から準備を進めていたところですが、新型コロナの影響により、令和4年3月に延期となったため、開催経費の一部を令和3年度に繰り越させていただきました。

しかしながら、新型コロナの感染の影響により、令和3年度中の開催を断念したところです。アジアゴルフツーリズムコンベンションにつきましては、来年の3月に開催する予定としております。

また、このほかMICE誘致に官民連携して取り組み、本県で開催されたMICEのうち、11件に対し、開催経費の一部助成を行うとともに、企業や大学関係のキーパーソン招請などを行いました。

次に、一番下、新規事業、新しいニーズに対応した観光地域づくり推進では、新型コロナウイルス感染症による社会情勢や観光を取り巻く環境の変化を踏まえ、新しい観光ニーズに対応した観光地域づくりを行うもので、市町村や観光関連事業者が取り組む受入れ環境整備への支援や観光を牽引する人材の育成を行いました。

次の232ページを御覧ください。

上から2つ目の新規事業、県民県内旅行（ジモ・ミヤ・タビ）キャンペーンは、落ち込んだ観光需要を回復するため、宿泊等の割引や県内限定で使用できるクーポンを付与するもので、宿泊旅行は延べ50万6,318人泊、日帰り旅行は延べ3万6,788人の支援を行いました。

なお、新型コロナの影響によりまして、一部財源の繰越しを行っております。

次の新規事業、宿泊事業者による感染拡大防止策等支援は、宿泊事業者に対して、県内のホテル・旅館等における感染症対策に資する物品の購入や前向き投資に要する経費を支援するもので、245施設への支援を行いました。

次の新規事業、観光みやざき緊急誘客促進は、観光需要の回復や分散型旅行を推進するため、全国に対して本県への送客を促進するための感染症対策やプロモーション等を行うもので、ゴルフ場における感染拡大防止対策などの支援を行いました。

なお、こちらも新型コロナの影響により、一部財源の繰越しを行っております。

次の、新規事業、観光みやざき回復支援は、国の補助金を活用して全国向けに宿泊割引等を実施するものでありますが、令和4年1月補正予算でお願いしたものでありまして、事業実施が今年度となったことから、予算全額の繰越しを行っております。

次に、233ページを御覧ください。

上から2つ目、新規事業、教育旅行誘致・定着促進は、県内で実施する教育旅行における貸切バスの借り上げ費用の一部や、旅行商品の企画開発費を支援するもので、290校、1万7,637人、バス1,029台の補助を行いました。

次の新規事業、みやざき観光誘客再生は、国内外の交通機関や観光関連産業と連携し、本県の強みを生かしたプロモーション等を行い、本県観光の再生につなげるもので、交通事業者等と連携した誘客プロモーションやレンタカーの利用料金割引、海外事務所等を活用した旅行泊への出展などを行いました。

次に、234ページをお開きください。

一番上、東京オリパラ等合宿受入推進は、万全な新型コロナウイルス感染症対策を実施し、東京オリンピック・パラリンピック等に向けた国内外代表チームの事前合宿の事前準備や受入れ支援等を行うもので、海外代表チーム8か国、12チーム、総勢324名、国内代表チーム4チーム、総勢74名の受入れなどを行いました。

上から3番目、スポーツランドみやざき誘客推進は、スポーツキャンプ・合宿等の誘致実績をさらに伸ばすため、誘致セールス活動やインセンティブとなる助成制度を実施することで、スポーツランドみやざきの推進・強化を図るものであり、大規模スポーツイベントの開催支援やスポーツキャンプ・合宿団体への県産品等の贈呈、さらには、関東・関西・福岡の大学等を対象に、現地でセミナーを行うなど、誘致セールスを実施しました。

次に、一番下の新規事業、屋外型トレーニングセンター整備は、来年4月に供用開始する屋外型トレーニングセンターの整備に伴い、建設工事費等の費用を計上したものであり、その全

額を令和4年度に繰り越したものであります。

次に、237ページをお開きください。

(2) 県境を越えた交流・連携の推進であります。

上から1つ目、九州圏域観光誘客促進では、九州内からの誘客促進のため、NEXCOWest日本と連携した高速道路周遊型割引企画を実施するとともに、大分県との連携により設立しました東九州広域観光協議会を通じて、地元メディアを活用した相互の観光情報の発信を行いました。

主要施策の成果に関する報告書の説明は、以上であります。

最後に、別冊資料であります令和3年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書の39ページをお開きください。

えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計について、一番下の意見・留意事項等の欄にありますとおり、「今後とも、指定管理者と十分連携を図りながら、利用者の更なる確保や効率的かつ安定的な施設の管理・運営を行うことが望まれる」との意見であります。

えびの高原アイススケート場は、昨年度から新たな指定管理者による運営がなされており、利用期間や利用時間を短縮した令和2年度よりも利用者数が改善したところであります。

一方、県道1号線の通行止めが続き、交通アクセスの改善が望まれる状況にあります。引き続き、指定管理者や地元自治体等と連携強化を図りながら、利用者のさらなる確保や効率的かつ安定的な施設の管理・運営を行ってまいります。

42ページをお開きください。

県営国民宿舎特別会計について、一番下の意見・留意事項等の欄にありますとおり、「えびの

高原荘及び高千穂荘は、ともに前年度に引き続き損失を計上しているものの、集客対策等によりその損失額は減少している。今後とも、指定管理者と十分連携を図りながら、利用者の更なる確保や効率的かつ安定的な施設の管理・運営を行うことが望まれる」との意見であります。

えびの高原荘及び高千穂荘は、昨年度から新たな指定管理者による運営がなされておりまして、えびの高原荘でのグランピング事業の実施や、高千穂荘での人工温泉の導入など、それぞれの指定管理者が集客の強化に取り組んでいるところでございます。

今後、指定管理者の自主的な集客の取組の促進支援や、地元市町等との連携を強化することで、利用者のさらなる確保や効率的かつ安定的な施設の管理・運営を行ってまいります。

なお、監査委員の監査結果報告書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

**○吉田オールみやざき営業課長** オールみやざき営業課の令和3年度の決算につきまして、御説明いたします。

決算特別委員会資料の5ページをお願いいたします。

オールみやざき営業課は、上から6番目の欄であります。

令和3年度の予算額は11億7,826万3,000円、支出済額が8億5,405万5,303円、翌年度繰越額は1億8,954万8,000円、不用額は1億3,465万9,697円、執行率は72.5%、翌年度への繰越額を含めると、88.6%となります。

次に、資料の22ページ、オールみやざき営業課のインデックスのところをお願いいたします。

目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

まず、上から3段目の(目)計画調査費であ

ります。不用額が757万2,706円となっております。

これは主に、外国人材受入環境整備事業におきまして、新型コロナの影響により日本語教室等が中止となったため、委託料に執行残が生じたことによるものであります。

次に、下から3段目の(目)商業振興費であります。不用額が6,863万1,857円、執行率は9.3%となっております。

不用額につきましては、主に酒類販売事業者等緊急支援事業におきまして、申請件数や支給額が当初の見込みを下回りましたため、報償費等について執行残が生じたことによるものでございます。

執行率につきましては、主に酒類販売事業者等緊急支援事業の報償費等を翌年度へ繰り越したことによるものであります。

次に、23ページをお願いいたします。

上から4段目の(目)貿易振興費でございますが、不用額が667万9,973円となっております。

これは主に、新型コロナの影響によりまして、海外事務所での活動経費や職員旅費などに執行残が生じたものであります。

次に、同じページ、下から8段目の(目)物産振興費であります。不用額が4,496万6,019円、執行率は89.1%となっております。

これは主に、ふるさと宮崎応援寄附金拡大事業におきまして、ふるさと納税寄附金が見込みよりも下回りましたため、返礼品発送業務等の委託料に執行残が生じたこと、また、県産品販売促進強化事業におきまして、物産イベントの回数が当初の見込みを下回りましたため、事業者への補助金に執行残が生じたことなどによるものでございます。

次に、24ページをお願いいたします。

上から5段目の(目)観光費であります。不用額が680万9,142円となっております。

これは主に、首都圏での県の情報発信イベントにおきまして、新型コロナの影響で集客を伴わない内容に変更したことにより、委託料や職員旅費などに執行残が生じたものでございます。

次に、主要施策の成果に関する報告書について御説明いたします。

報告書のオールみやざき営業課のインデックスのところ、238ページをお願いいたします。

人づくりの1の(1)国際化への対応についてであります。

施策推進のための主な事業及び実績の表を御覧ください。

まず、表の2番目、多文化共生地域づくり推進であります。

これは、地域住民と外国人住民とが共に地域社会の一員として協力し合う、多文化共生社会づくりを進めるため、公益財団法人宮崎県国際交流協会に委託し、普及啓発事業として広報紙等による情報提供のほか、外国人住民支援事業として防災講座等を実施したところであります。

次に、239ページを御覧ください。

表の2番目、外国人材受入環境整備であります。

これは、外国人材が増加する中、行政・生活全般に関する情報提供や相談対応を一元的に行うみやざき外国人サポートセンターを運営しますとともに、地域や外国人住民等のニーズを踏まえた日本語教育体制の拡充を図り、外国人住民にも暮らしやすい社会づくりの推進に努めたところであります。

次に、240ページをお願いいたします。

表の1番目、世界県人会開催準備であります。

これは、宮崎県人会世界大会の開催に向けた

準備として、開催準備実務者会議の開催や、開催PR動画等作成のほか、国内県人会を訪問しての関係強化を図ったところであります。

次に、242ページをお願いいたします。

産業づくりの2の(2)商業・サービス業の振興についてであります。

まず、表の1番目、新規事業、酒類販売事業者等緊急支援であります。

これは、まん延防止等重点措置適用によりまして影響を受けた酒類販売事業者等に対しまして支援金を支給し、当該事業者の事業継続を支援したところであります。

次に、表の2番目、みやざき海外拠点運営強化であります。

これは、上海及び香港に海外交流駐在員を配置し、コロナ禍で海外渡航が制限される中、貿易・投資等に関する情報収集や県内企業の海外活動の支援、本県への観光誘客の促進などに努めたところであります。

次に、243ページを御覧ください。

表の1番目、世界市場を目指す！みやざきS HOCHUブランド確立であります。

これは、国の輸出重点品目となっております本格焼酎の輸出額を増加させ、焼酎産業や関連する地域産業の振興を図るため、焼酎のブランディング・魅力発信のためのプロモーションに取り組んだところでございます。

次に、244ページをお願いいたします。

表の2番目、新規事業、デジタルツールを活用した販路拡大支援であります。

これは、県産品事業者を対象に、オンライン商談会等のための研修会を開催し、受講した事業者に対しまして、デジタルツールを活用した販売力・商談力強化を図る取組に対して支援を実施したところであります。

次に、245ページを御覧ください。

表の1番目、新規事業、未来を拓け！県産品販売促進強化であります。

これは、KONNE館での県産品PRイベントの実施、インターネットショップにおけるデジタルクーポン券の発行、著名人やメディア等を活用した県産品等のPRイベント等を実施するなどして、県産品の販売促進を図ったところであります。

次に、表の2番目、新規事業、県産品需要回復促進では、県内物産販売事業者がイベント・フェアを開催するための経費支援や、大都市圏を中心とした県産品PRイベント等を開催することで県産品の販売促進を図ったところであります。

次に、248ページをお開きください。

3の(1)観光の振興についてであります。

表の1番目、ひなた宮崎情報発信強化であります。

これは、本県のシンボルキャラクターみやざき犬が発見から10周年を迎えたことを契機としたPR活動や、みやざき大使・みやざき応援隊に対し、SNSや口コミ等による情報発信を促すため、県産品や観光地等の情報提供を実施し、本県の魅力や旬の情報を全国に向け発信したところであります。

次に、表の2番目、新規事業、「日本のひなた宮崎県」の魅力発信では、新宿みやざき館KONNE等を中心に、みやざき大使も活用しながら、宮崎の食の魅力を発信するイベントの開催や、東京オリンピック・パラリンピック、国文祭・芸文祭などの大規模イベントを利用した物産ブースの出展、株式会社ポケモンのキャラクターを活用した県内周遊企画の実施など、本県の魅力発信を行ったところでございます。



主要施策の成果につきましては、以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書及び監査結果報告書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

○西村主査 執行部の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○山内副主査 主要施策の成果に関する報告書の224ページ、225ページの雇用労働政策課の事業で、まず、224ページの離職者等採用企業支援の人数、件数があまり伸びなかった理由をどのように分析されているのか、その部分からお伺いしたいと思います。

○児玉雇用労働政策課長 離職者等採用企業支援ですが、確かに思ったほど御利用がなかったところではございます。県としましては、いろんな関係機関を通じて、十分に周知が行き届いているかといったところも十分に検討して、できるところでの周知には努めたところだったのですが、コロナの離職者の方が何人いらっしゃったのか正確な数字は把握できていません。

労働局が聞き取り調査はしてくれているのですが、それについても、見えた方にコロナによる離職の可能性があるのでしようかというようなことで聞いていただいています、正確な数というのは把握できないところではあります。

当初、2月15日までの採用の方の分を3月31日までに申請していただいて、5月31日までに支払うということだったのですが、540万円を繰り越させていただいて、3月31日までの採用の方の分も5月31日までに申請していただいて、6月30日に支払うということで、努力したところではあるのですが、実際には、雇用調整助成金で大分雇用が繋がっていたのではないかとこのところもあると思われま

す。離職の要件につきましても、労働局の離職票に新型コロナと書いてあるからということだけではなく、御本人や採用する企業の申立てとかによっても可ということにしまして、その辺の要件をできるだけたくさんの方にお使いいただけるようにはしたところだったのですが、利用が伸びなかったというところではあります。

○山内副主査 コロナでの離職というのは、なかなか説明が難しかったり、何が原因で、何がきっかけでというのも難しいのかなと、申請者自体も自分が対象なのか分からない方もいらっしゃると思います。

今御説明いただいたように、そもそもアプローチも難しいのかなと思いますが、すごくいい制度だと思いましたので、引き続き、しっかり取り組んでいただきたいなと思います。

また、225ページの大学生等就職支援事業の、外国人留学生の就職・採用支援という部分で支援した留学生75人、支援企業120社に対して、実際に就職内定した方が4人というのを見たときに、内定者としては少ないのかなと読み取ってしまったのですが、その部分を御説明いただいでよろしいでしょうか。

○児玉雇用労働政策課長 確かに、この部分につきましても、昨年度は入国が大分制限されておりまして、11月のほんの僅かな期間しか入国できなかったというところもあるのですが、もともと留学生の方は何々県ということではなくて、割と広域に仕事を探される傾向にあると聞いておりますので、ある意味条件のよいところとの奪い合いのようなことにもなります。

留学生については、宮崎県内の留学生だけを対象にしているわけではないので、県外の留学生の方でも宮崎県の企業に興味を示してくださる方がいらっしゃれば、積極的に企業を紹介し

たところではあったのですけれども、残念ながら4名ということにはなりました。ちなみに、夏の間はこの4名の方がどうされているかをお聞きしたところ、3名の方は継続して働いていらっしゃるということでした。

なかなか私どもも十分なノウハウがあるわけではございませんので、難しい点はあるのですけれども、引き続き、宮崎県の魅力や企業の魅力が伝わるように、できるだけたくさんの留学生の方に宮崎県に来ていただけるように努めていきたいと考えております。

**○山内副主査** 県内でベトナム人の方を支援されている団体の方々と意見交換をさせていただいたときに、今御説明いただいたように、広範囲で就職先を探すとなったときに、日本全国でできるだけ給料が高いところというと、どうしても都市部に流れてしまって、最低賃金がとても低い宮崎県だと離れてしまうというような——ただし、やっぱり宮崎県は人も温かいし、住み心地はすごくいいということをもっと伝えたり、アピールしたり、フォローをする体制があることをもっとPRして、何とか外国人の方にも宮崎県で働いてもらえるような施策につなげてほしいという御意見もいただいておりますので、またそういった部分もぜひ、今後につなげていきたいなと私自身も思っているところです。

**○児玉雇用労働政策課長** 今、副主査からお話ありがとうございましたとおりに、私どもも管理団体の方とかとお話することがあるのですけれども、やはり給与の高さは魅力的だと。ただ、出身地によっては、宮崎県は気候が似ているとか、人が温かいというようなことで好まれる方も一定程度いらっしゃると思いますので、おっしゃられたとおりに、その辺を十分にPRしながら、宮崎県で働いていただける人の獲得に努

めていきたいと考えています。

**○山内副主査** 242ページの酒類販売事業者等緊急支援事業も思ったより数が少なかったもので、御説明いただいてもよろしいでしょうか。

**○吉田オールみやざき営業課長** この支援金につきましては、1期と2期に分かれておりまして、第1期が8月から9月の2か月間、第2期が1月から3月の3か月間を対象にしております。酒類販売事業は免許制でございますので、免許事業者をカウントしまして、減収率に応じて支援金を支給するというスキームでしたので、かなり減収する酒販店が多いだろうと予測して予算を計上しておりました。そのような関係で、思ったよりも減収額が少なかったということでこのような数字になっております。

参考までに申し上げますと、第1期に対象としましたのは、宮崎市、日向市、門川町の3市町でございましたが、そのときには宮崎市が56事業者、日向市が8事業者、門川町1事業者で、トータル支給額は1,817万4,000円ございました。第2期は全県的な支給でしたが、こちらにつきましてもトータルで122件、5,041万2,000円という実績でしたので、見積りよりも減収額が少なかったということで御理解いただければと思います。

**○山内副主査** その減収率の設定というのは、例えば国がつくった制度でも、全国一律の減収率で実施するような事業になるのでしょうか。

**○吉田オールみやざき営業課長** 御指摘のとおりでございます。1期目と2期目で少しスキームが違っておりまして、1期目は国がつくったスキームに上乘せと要件をちょっと緩和したような状態で実施させていただきました。2期目につきましては、国が復活支援金という制度をつくりました関係で、国としてはこのようなス

キームはなされませんでした。県で独自に同様のスキームで実施させていただきました。

**○山内副主査** なかなか厳しいという声が聞こえてくる反面、実際に申請に至る件数の少なさという部分が、私は乖離があるなど感じてしまっていて、その分析が私自身もまだできていないもので、研究を進めたいなど感じているところです。

**○山下委員** 今回、1企業当たりで最大幾ら支援金を受給されたんですか。ちなみに、最小も教えてください。

**○吉田オールみやざき営業課長** 最大支給金額が150万円で、最も少ない支給金額は\*7万1,000円となっております。

**○山下委員** 副主査が言ったように、私も酒屋は、特に飲食店に卸されているところは相当な打撃だろうなと思ったものだから、手を挙げる人が少なかったなと思ったんですけれども、それほどはなかったということですね。

**○吉田オールみやざき営業課長** 酒類販売事業者等緊急支援につきましては、酒販組合に事務を委託しておりまして、実態を把握していただいておりますので、実態に近い数字ではないかと考えております。

**○二見委員** 224ページの「伝える宮崎の魅力」高校生県内就職促進事業の、高校3年生対象企業説明会の開催で、参加企業が184企業、参加生徒が1,158人ということなんです。もうちょっと多くてもよかったのかな、人数がこんなもんかなと感じたんですけれども、就職希望者の参加状況というのはどうなんでしょうか。

**○児玉雇用労働政策課長** 令和3年度ですが、宮崎ブロックを午前と午後の部に分けて、シーガイアコンベンションセンターの4階で開催しております。午前中が81社、午後も81社、参加校は、午前中が9校、午後が10校となっております。

参加生徒数は、午前が189名、午後が369名です。

同じく都城ブロックでも、早水公園体育文化センターで開催しておりまして、参加企業は45社、参加学校数が9校、参加生徒が184名です。

延岡ブロックは延岡市民体育館で開催しておりまして、47社、11校が参加し、参加生徒数は359名です。

小林ブロックはガーデンベルズ小林で開催しておりまして、13時30分から、11社、5校が参加し、参加生徒は57名です。

いずれも労働局や関係機関と一緒にやっております。県はシーガイアの賃料や送迎のバス代等を支出しております。他の会場につきましては、各市町村で出しているところもございます。

**○二見委員** これを学生たちに案内するときに、どういう形でされているのかなというのがひとつ。県内就職を希望している生徒に案内しているのか、今、専門学校、職業系の学校でも進学する方は多いと思うんですが、別に進学するから地元の企業を知らなくていいということではないと思うんですね。

要するに、大学とか進学した先からまた戻ってきてほしいという地元としての希望があるのであれば、こういう機会はなかなかないので、進学をする学生たちにも地元を知ってもらう機会として捉えてほしいというのがあるんですけども、そこ辺はどのようにされていますか。

**○児玉雇用労働政策課長** 委員がおっしゃいましたとおり、進学する生徒であっても、一度外に出てからUターンで帰ってきてくれるとか、大学を卒業してから帰ってくる生徒もいらっしゃいますので、県としては、就職を希望する方だけという縛りはかけておりません。

※29ページに訂正発言あり

あとは、学校から生徒に案内していただいていますので、おっしゃったとおり、できるだけ幅広く御参加いただければと思っております。

**○二見委員** 思っているだけでなく、学校にその趣旨をちゃんと伝えて理解してもらって——学校、人を通じていくと、伝言ゲームじゃないけれども、どんどん本来の意味が薄れたりとか、うまく伝わっていなかったりするといけないので、一度そこ辺の確認をしておいたほうがいいかなと感じました。

225ページで、県外大学との「U I J ターン就職支援協定」の締結を、今回、千葉商科大学とされたということで、ほかに12県16校あるみたいですけども、これはどういったところと締結されているんですか。

**○児玉雇用労働政策課長** 大学は16校と締結しております。

学校名を申し上げます。専修大学、福岡大学、西南学院大学、久留米大学、立命館大学、日本大学、近畿大学、熊本学園大学、創価大学、創価女子短期大学、東京工科大学、日本工学院専門学校、日本工学院八王子専門学校、日本工学院北海道専門学校、日本経済大学、千葉商科大学でございます。

**○二見委員** この締結をするのに、どなたかがずっと開拓して回っていらっしゃるんですか。

**○児玉雇用労働政策課長** 県外の大学生に県内の企業を紹介してもらって事業をしております、福岡県とか東京都に人を配置していただいていますので、その方を通じて宮崎県の企業の情報とか、就職説明会の情報とかを大学に届けていただいたりしております、その中で締結していただけたところを開拓しております。

**○二見委員** U I J ターンというのは一つの単語になっていると思うんですが、県としてはど

こに力点を置いていらっしゃるんでしょうか。Uなのか、Iなのか、Jなのか、少し意地悪な質問かもしれませんが、実際に戻ってくる若者の傾向を見たときに、どこに力点を置くべきなのかなど、そういう視点を持ってやっていらっしゃるのかも含めてお聞きしたいのですが。

**○児玉雇用労働政策課長** U I J ターンのUが何人、Iが何人というのは今持ち合わせていないんですけども、なぜ宮崎県に帰ってきますかというアンケートに対しては、仕事があったからという方が多く、次は、家族がいるからという方が多くなっています。あとはサーフィンがしたいからとか、そういうのもございます。

なので、Uターンの方が多いのではないか、大きな一つのポイントなのではないかとは思っております。

先ほど県外に出た大学生のお話もいただきましたが、県内も県外も、卒業されてから保護者の方に郵送で、県内の企業の情報とか、説明会の情報とかをお届けするような取組も行っておりまして、県外に出られた方に対しても幅広く県内の企業の情報をお届けして、その方に宮崎県で働くことを考えていただける一つのきっかけにさせていただきたいと考えているところです。

**○二見委員** 大分前に調べたことだと思うんですけども、多分今でも傾向は変わらないと思いますが、大体、宮崎県から県外に行くときは、まず九州内が一番多くて、関西、関東という傾向だと思うんです。福岡県を中心としたところにかかなりの数が流れていっていたので、そこら辺に力点を置くとか。

先ほどのお話を伺っていたら、16校の中に福岡大学とか西南学院大学とか久留米大学があるにしても、大学の数が東京が多いとか、そういうのもあるんですけども、力点を置く地域は

どこなのかなという感じがしました。委託している人がいらっしゃるのかもしれないけれども、どこを攻めるべきなのか。

U I Jの中でも地元出身の人たちというのであれば、地元の人が多いところへ効果的に行ったほうがいいんだろうなと思ったので、そこ辺りもまた御検討いただければと思います。

1点戻って申し訳ないんですが、さっきの高校生の就職説明の中で、以前は保護者向けの事業もやっていたと思うんですけれども、それも継続してやっていますか。

というのも、学生の県内就職、地元就職のキーパーソンは母親だというのがあると思うんですよね。保護者の中に一定程度、地元企業の認識が定着してくるまでは、それは必要だと思うんですけれども。

**○児玉雇用労働政策課長** 今、委員がおっしゃいましたとおり、就職について誰に相談しますかというアンケートでは、先生、両親、友達に相談する方の割合が高くなっています。

今年度の事業になりますけれども、保護者の方や教職員の方たちに対して、県内企業やU I Jターンの方のお話を聞いていただく機会を設けるような事業はやっております。

**○二見委員** 分かりました。

**○坂口委員** さっきの観光推進課の事故繰越の事業名と、これが予算化されたのがいつだったのか、補正なのか、当初なのか、もう1回おさらいで教えてください。

**○海野観光推進課長** 事故繰越ですけれども、主要施策の成果に関する報告書の232ページをお開きください。下から2つ目、新規事業、観光みやざき緊急誘客促進事業で、令和4年度に繰り越した2億5,309万7,000円が事故繰越になります。

これにつきましては、令和3年の6月補正でお認めいただいたところなんですけれども、今年の1月から国ではG o T oトラベルを再開するという予定でありましたので、それに備えて、本県独自の上乗せ分としてこの予算を活用しようと考えておりました。

G o T oトラベルは令和2年度中に実施したんですけれども、そのときは35%の割引率に、平日旅行でしたら、宮崎県としては15%上乗せして、50%割引ということで措置しました。

同様に去年の1月以降、1月、2月、3月と実施される場合は、この財源を使って割引率を引き上げる考えでありましたけれども、御存じのように第6波が到来し、結局G o T oトラベルが再開されなかったことから事故繰越となったものでございます。

**○坂口委員** そうすると、また再開なんですけれども、期限の見通しとしては年度内ですよね。全て執行できるかどうか、そこらの見通しはどう思っていますか。

**○海野観光推進課長** こちらについても、今、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンということで、旅行割引が10月10日宿泊分まで延長されまして、その後、全国旅行支援ということで、割引率を40%に下げて新たな制度が実施されます。

その割引事業について、こちらのほうで対応していくことになるんですけれども、国のG o T oトラベルが再開されるかどうかについては、まだ国からは何も情報がない状況でございます。

ただ、この繰越予算については、誘客対策として旅行割引事業で有効に使わせていただくという考えであります。

**○坂口委員** これは事故繰越だからさらに繰越しはできないと思うんですけれども、仮に年度内執行残が出たときの残金の処理がひとつ。

問題は、内部要因によつての延長とか執行停止だったら致し方ないんですけども、これは予測不可能というか、完全に外的要因ですよ。まだ6月だったけれども、これが年末補正、あるいは年度ぎりぎりの補正で、いきなり事故繰越ですと、1年間そういう状況が続いたりするという事は結構想定できるものです。

今、ポストコロナなんて言っているんですけども、生活様式だけを変えるような話はいっぱい出るんですが、こういった財政に対しての考え方——繰越し、あるいは事故繰越によって執行できなくなるというような——ここらに対しての課題なんていうのは、何か感じられているところはないですか。僕は大きな問題だなんて思っているんですけども。

**○海野観光推進課長** 委員がおっしゃるように、事故繰越になったものが使われない場合、翌年度には繰り越せませんので、その仕組み上やむを得ないところもあるんですけども、国に対しては、そこをしっかりと有効に使えるように、同じ趣旨、目的であれば使えるようにということで、要望、相談していきながら、しっかり使い切るようにしていけないといけないという問題意識は持っております。

事故繰越になったものについては、今のところは使い切れると見込んでいるところですけども、今後また第7波、第8波がどうなるかは分かりませんので、そこ辺はしっかりとコロナの状況を見ながら、国と協議していきながら有効に使っていきたいと思っております。

**○坂口委員** 決算に関する質疑の範囲外かもしれませんが、例えば、とにかく外的要因での執行あり・なしだから、物すごく不安で心もとないと思うんです。しかしながら、その金は緊急性があるから補正するわけですよ。

お魚釣りも天気次第というようなのんきな予算じゃないです。

だから、この流用です。款・項・目・節と、きついかも分からないですけども、ある程度は地方の自主性を持った流用で、同じところにその金が出ていくような、そういった執行の在り方が僕は必要じゃないかなと思うんです。

天候待ちでは魚はいなくなります。よその船が来て捕ったり。だから、そこらは心もとないなど、大丈夫だろうで、それがもし実際に執行できなかつたらお手上げでしょ。

緊急性があるということで、必要に応じて補正して予算化する、執行しなければ返さなきゃならない仕組みが従来どおりの考え方ですよ。制度じゃなくて、運用には幅があるんじゃないかなと思うんですけども、そこらがどうも心もとなくて、何か問題意識を持っておられたら。

**○海野観光推進課長** この事故繰越分については、Go Toトラベルが始まらなくても、今のジモ・ミヤ・タビキャンペーンとか全国旅行支援とか、そういった誘客のための費用には使えるということにはなっておりますので、この事業については必ず今年度中に使い切ると考えております。

**○重松委員** 同じく観光推進課の231ページです。下から2段目のみやざきユニバーサルツーリズム推進事業で、高齢者とか障がい者を誘客することは大事なことじゃないかなと思っております。バリアフリー化の支援が5件とありますけれども、上限額はどうなっていますか。

**○海野観光推進課長** みやざきユニバーサルツーリズム支援事業の補助金ですが、令和3年度は5件ということで、補助率が2分の1で、補助の上限額が500万円になっております。

昨年度はホテル関係で4件、公園施設で1件

となっております、スロープの設置などバリアフリートイレの新設等で500万円の補助をしております。また、車椅子とかベビーカーの円滑走行のために駐車場をアスファルト舗装で平らにした工事や、水栓の蛇口をひねり式ではなくレバー式にしたりとか、そういったものに対して補助をしております。

○重松委員 分かりました。相談対応とか現地調査もそういう内容かなと理解いたしました。

それから、その下の新規事業、新しいニーズに対応した観光地域づくり推進ということですが、この新しいニーズというのはどういうことをイメージして捉えていますか。

○海野観光推進課長 いろいろございますけれども、体験型でありますとかアウトドアツーリズムなんかもございますので、そういったものに着目した観光地づくりなどがございます。

昨年度の実績としましては11件です。例えば、日向市馬ケ背の「スケルッチャ！」という展望台にも補助をしたりとか、高千穂町のあまてらす鉄道に、橋まで行くトロッコがあるんですけども、その待ち時間とかに構内の線路を走行できるカートに補助したりとか、西米良村でも山林のアウトドア体験ということで4輪バギーを補助したりとか、そういったケースがございます。

○重松委員 分かりました。

ほかの事業を見たら、おおむね令和4年度の当初額も記載されているんですけども、この事業については当初予算はなく、別な項目で何かつくられるということなんですか。

○海野観光推進課長 今年度も予算はございまして、対応しているところでございます。

○西村主査 ほかにありませんか。

○吉田オールみやざき営業課長 先ほど酒類販

売事業者等緊急支援金の山下委員からお尋ねの中で、最少額を7万1,000円と申し上げましたけれども、5万円の間違いでございました。訂正します。大変申し訳ございません。

○西村主査 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 ないようですので、以上をもって、雇用労働政策課、観光推進課、オールみやざき営業課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時44分休憩

---

午後3時52分再開

○西村主査 分科会を再開いたします。

ここで、委員の皆様方にお諮りいたします。

本日の日程は午後4時までとなっておりますが、このまま継続してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 それでは、引き続き分科会を続けます。

説明及び質疑が全て終了いたしましたので、総括質疑に移ります。商工観光労働部の決算全般につきまして質疑はございませんか。

○重松委員 商工政策課に1問よろしいでしょうか。主要施策の成果に関する報告書の206ページの表の下から2段目にあります商工会事務局体制強化事業についてですが、208ページの⑦にも説明があるんですけども、事務局長不在の商工会に地域振興コーディネーターを設置していることによって、経営指導員等が経営改善普及事業に専念することができるということですが、令和4年度予算は1,900万円余ありまして、増額されているんですけども、これはさらに商工会でコーディネーターを増やしていかれる考えなのか、根本的に事務局長を置くための準

備なのか、その辺のことを教えてください。

○高橋商工政策課長 令和3年度の決算額は、835万円です。この商工会事務局体制強化自体は、県から半分、残り半分を市町村から出して、県と市町村が協調しながら地域振興コーディネーターの設置を支援するという形でございます。

令和3年度につきましては、一部で4月から設置している市町村もあれば、年度半ばというところもございまして、額としては若干少なくなっておりますが、7商工会に支援をさせていただいている状況でございます。

令和4年度につきましては、7商工会に加えて、新しく5つの商工会についても市町村と連携させていただきながら、新たに地域振興コーディネーターを設置させていただいております。しっかりと経営指導員が経営指導に専念できるような体制づくりについては、日頃から商工会や商工会連合会ともいろいろ協議をさせていただいておりますが、非常に重要な部分でございますので、引き続きコミュニケーションを取りながら、県としてどういった対応ができるのか、また、市町村とも相談をさせていただくことにはなりますが、そういったところとの連携をさせていただきながら、しっかりとした体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

○重松委員 分かりました。商工会から事務局長の設置をお願いしたいという要望が出ておりますので、その辺のところを含めてお願いいたします。

○西村主査 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 それでは、以上をもちまして、商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様、

お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時56分休憩

---

午後3時58分再開

○西村主査 分科会を再開いたします。

それでは、明日、29日の分科会は午前10時に再開し、県土整備部の審査を行うことといたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 何もありませんので、以上をもって本日の分科会を終了いたします。

午後3時58分散会



令和4年9月29日(木曜日)

午前9時59分再開

出席委員(8人)

主	査	西	村	賢
副	主	査	山	内 佳菜子
委	員	坂	口	博 美
委	員	二	見	康 之
委	員	野	崎	幸 士
委	員	山	下	寿
委	員	重	松	幸次郎
委	員	来	住	一 人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

県土整備部

県土整備部長	西	田	員	敏
県土整備部次長 (総括)	日	高	正	勝
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	原	口	耕	治
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	境		光	郎
高速道対策局長	廣	松		新
管理課長	井	上	大	輔
用地対策課長	鍋	島	宏	三
技術企画課長	中	原		学
工事検査課長	斉	藤	幸	男
道路建設課長	加	行		孝
道路保全課長	東		和	俊
河川課長	山	浦	弘	志
ダム対策監	山	田	清	朗
砂防課長	行	田	明	生

港湾課長	松	山	英	雄
空港・ポート セールス対策監	岩	切	靖	考
都市計画課長	黒	木	正	行
美しい宮崎づくり 推進室長	迫		節	夫
建築住宅課長	巢	山	昌	博
営繕課長	金	子	倫	和
設備室長	中	武	英	俊
高速道対策局次長	伊	福	隆	徳

事務局職員出席者

議事課主任主事	木	村	結
議事課主任主事	山	本	聡

○西村主査 分科会を再開いたします。

それでは、県土整備の審査を行います。

まず、部長より令和3年度決算の概要について説明をお願いいたします。

○西田県土整備部長 県土整備部でございます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

決算の説明に先立ちまして、台風第14号の被害につきまして調査中の段階ではありますが、御報告させていただきます。

今回の台風は、猛烈な風雨により、県内各地で土砂崩れや道路の崩壊が発生するなど、本県に甚大な被害をもたらしたところであります。現在、国や市町村などと連携して道路や河川などの公共土木施設の被害調査に当たっておりますが、9月28日現在で、県管理の施設で429か所、市町村管理の施設で538か所の被害となっております。

県土整備部といたしましては、引き続き被害の全容把握に努めますとともに、関係機関と連携しながら、あらゆる制度や手段を駆使して早

期の復旧に全力で取り組んでまいります。

それでは、令和3年度の当部の決算状況につきまして、その概要を御説明いたします。申しわけありませんが、これよりは着座にて説明させていただきます。

お手元の決算特別委員会資料の1ページ、2ページをお開きください。

県の総合計画に基づく施策の体系表のうち、県土整備部で所管する施策を抜粋したものであります。

まず、1つ目の分野、くらしづくりについてであります。将来像としまして、自然との共生と環境にやさしい社会では、県民との協働による河川・海岸の環境保全活動を推進し、良好な自然環境・生活環境の保全に取り組んだところであります。

将来像2つ目の、安心して生活できる社会では、沿道修景美化の推進や県営住宅の改修など、快適で人にやさしい生活・空間づくりに取り組みますとともに、街路整備などにより、まちづくりと一体となった道路の整備を進め、地域交通の確保に努めたところであります。

また、入札システムのデジタル化推進により、ICTの利活用及び情報通信基盤の充実を図ったところあります。

さらに、将来像3つ目の安全な暮らしが確保される社会では、橋梁の老朽化対策や河川の改修、急傾斜地の崩壊対策など、風水害や地震・津波対策等の自然災害を未然に防止・軽減するための対策を実施しまして、安全で安心な県土づくりに取り組むとともに、通学路など歩道の整備や区画線・ガードレールの設置など、交通安全対策の推進にも努めたところあります。

次に、分野の2つ目、産業づくりについてあります。右の将来像、経済・交流を支える基盤が整った社会では、建設産業の魅力を発信する事業の実施などにより、地域や企業を支える産業人財の育成・確保に努めますとともに、令和4年度の開通に向けて、東九州自動車道の清武南一日南北郷間の整備が進むなど、高速道路の整備促進や細島港などの重要港湾の整備などを進め、交通・物流ネットワークの整備・充実に取り組んだところであります。

次に、3ページをお開きください。

令和3年度決算の状況についてであります。部全体といたしましては、表の一番下の欄にあります合計覧を御覧いただきたいと思っております。予算額1,391億7,317万476円で、これに対する執行状況は、支出済額が972億4,789万4,840円。翌年度繰越額のうち明許繰越が358億3,861万4,092円、事故繰越が28億6,838万1,831円、不用額が32億1,827万9,661円であります。執行率は69.9%で、翌年度への繰越額を含めると97.7%となります。なお、翌年度への繰り越しの主な理由といたしましては、関係機関との調整に日時を要したことや工法の検討に日時を要したことなどによるものであります。

次に、6ページを御覧ください。

令和3年度の監査における指摘事項等については、この表に記載しているとおりであります。

また、お手元の令和3年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書において、2件の意見・留意事項がありました。

令和3年度の決算状況の概要等については以上であります。

詳細につきましては、それぞれ担当課長等から説明いたしますので、御審議のほどよろしく

お願いいたします。

○西村主査 部長の概要説明が終わりました。

これより、管理課、用地対策課、技術企画課、道路建設課、道路保全課、高速道対策局の審査を行います。令和3年度の決算について各課の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いします。

○井上管理課長 管理課の決算について、御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料の7ページ、8ページをお開きください。

表の一番下の段、管理課の計であります。令和3年度の決算額は、予算額18億4,831万円に対しまして、支出済額17億8,399万7,759円、不用額6,431万2,241円であります。また、執行率は96.5%となっております。

次に、各会計の目における執行率が90%未満のものはございませんでしたので、不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

なお、この後の各課の説明におきましても同様の説明とさせていただきます。

7ページにお戻りいただきまして、3段目の(目)土木総務費であります。不用額が6,070万4,111円となっております。

主なものは給料、職員手当等の人件費であります。これは職員費で支出を予定していた人件費を、公共事務費の支出に振り替えたことによるものであります。

次に、8ページの5段目でございますけれども、(目)建設業指導監督費であります。不用額が360万8,130円となっております。

これは、建設産業の各種支援、PR事業等における委託料の執行残でございます。

決算については以上であります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の317ページをお開きください。

(1)の安全で安心な県土づくりに係る事業でございます。

中ほどの表を御覧いただきまして、まず1番目の建設業指導では、建設業法に基づく建設業許可や経営事項審査、法令遵守等に関する指導・監督等を行ったところでございます。

次の、みやざき建設産業経営力強化支援では、新分野進出に取り組む建設業者への支援や建設事業協同組合等が行います融資の原資に対する貸付けを行いますとともに、県内各地で建設業者研修会を開催したところであります。

次の建設産業の未来を担う人づくり促進強化では、若年技術者の育成を図るため、従業員の資格取得に取り組む建設業者等に対する支援などを行ったところであります。

一番下の建設産業のスマート・デジタル化推進では、生産性向上の取組といたしまして、建設ICT研修会を開催するとともに、建設キャリアアップシステムの導入に取り組む建設企業を支援したところであります。

318ページを御覧ください。

表に記載の建設人材育成確保支援や県内建設産業PR促進では、小中高生を対象としました現場見学や出前講座、就業体験を実施いたしますとともに、就活ガイドブックを作成するなど、建設産業の役割や魅力を幅広い世代に向けてPRしたところであります。

以上、御説明しましたこれらの取組を通じまして、今後も関係団体等との一層の連携強化を

図りながら、建設産業の魅力向上とそのPRに努め、将来の担い手の確保・育成につなげてまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

**○鍋島用地対策課長** 用地対策課の決算につきまして、御説明いたします。

決算特別委員会資料の9ページをお開きください。

まず、一般会計についてであります。一番下の段、一般会計計の欄を御覧ください。令和3年度の決算額は予算額3億6,420万2,507円に対し、支出済額2億2,442万7,377円、翌年度繰越額1億2,233万8,046円、不用額1,743万7,084円となります。執行率は61.6%で、これは翌年度への繰越しによるものであります。

不用額100万円以上のもにつきまして、上から3段目の(目)土木総務費1,743万7,084円ではありますが、その主な理由は、公共用地取得事業特別会計における事業費の確定に伴い、一般会計からの繰り出しが不要になったことによるものであります。

10ページを御覧ください。

公共用地取得事業特別会計についてであります。

下から2つ目の段、特別会計計の欄を御覧ください。令和3年度の決算額は、予算額4億3,344万6,172円に対しまして、支出済額2億9,381万9,047円、翌年度繰越額1億2,233万8,046円、不用額1,728万9,079円となります。執行率は67.8%で、これは翌年度への繰越しによるものであります。

不用額100万円以上のもにつきまして、上

から3段目の(目)土木総務費1,728万9,079円ではありますが、その主な理由は、国道218号五ヶ瀬高千穂道路工事業費の確定に伴い、不用となったことによるものであります。

これらによりまして、当課の決算は一番下の段、用地対策課計の欄にございますとおり、予算額7億9,764万8,679円に対しまして、支出済額5億1,824万6,424円、翌年度繰越額2億4,467万6,092円、不用額3,472万6,163円となります。執行率は65%で、翌年度への繰越額を含めると95.6%となります。

11ページをお開きください。

公共用地取得事業特別会計に係る歳入につきまして、一番下の段、歳入合計の欄を御覧ください。令和3年度は、予算現額4億3,344万6,172円、収入済額2億9,405万1,298円で、収入未済はございません。

続きまして、主要施策の成果について、報告書の319ページをお開きください。

公共事業用地取得の推進であります。これは、公共事業の円滑な推進のため、特別会計において、公共用地の先行取得を行うものであります。

令和3年度は都城市の都市計画道路、中央西通線、防災・安全交付金事業と国道218号五ヶ瀬高千穂道路工事業の先行取得を行ったところでございます。

次に、別冊の令和3年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書の40ページをお開きください。

公共用地取得事業特別会計につきまして、ページの下のほう、太文字で意見・留意事項等とございますが、「公共用地の計画的な取得のため、引き続き円滑な運営が望まれる」との御意見をいただいております。公共事業の円滑な推

進に向け、引き続き、計画的な用地取得と適正な運営に努めてまいります。

最後に、監査委員の監査報告書につきまして、特に報告すべき事項はございません。

○中原技術企画課長 技術企画課の決算について御説明いたします。

決算特別委員会資料の12ページをお開きください。

一番下の段、技術企画課計の欄のとおり、当課の令和3年度決算額は、予算額3億6,121万9,000円、支出済額3億5,886万7,358円、不用額235万1,642円で執行率99.3%となります。

目の執行率が90%未満のものはございませんので、不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

表の上から3段目の(目)土木総務費を御覧ください。不用額が235万1,642円となっておりますが、これは主に公共工事品質確保推進事業の業務委託におきまして、執行残が生じたものでございます。

続きまして、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

報告書の技術企画課のインデックスのところ、320ページをお開きください。

(3) ICTの利活用及び情報通信基盤の充実についてであります。表の入札システムデジタル化推進事業であります。表の入札システムデジタル化推進事業であります。これは、確認書のデータベース化や評価システムを構築し、電子入札システムと連携することで総合評価落札方式の入札手続きを電子化する取組を行ったものであります。

施策の成果等を御覧ください。令和4年5月から運用を開始し、企業においては電子申請を活用することで、技術申請書作成労力の削減及

び対面機会の削減による新型コロナ対策が図られ、発注機関におきましては評価システムの自動評価機能により業務の効率化と正確性向上が図られるものと考えております。

続きまして、322ページをお開きください。

(1)の地域や企業を支える産業人材の育成確保についてであります。表のふるさとみやぎ土木の魅力発信事業であります。これは、学生等を対象とした出前講座や現場見学会などを開催しまして、建設産業の魅力や公共事業の役割を発信する取組を行ったものでございます。

施策の成果等を御覧ください。

小中学生や高校生に建設産業の魅力や公共事業の果たす役割を伝える取組により、出前講座に参加した高校生が建設産業に対するイメージがよくなったと回答するなど、将来の担い手となる小学生から大学生までの幅広い層への理解や興味が深められたと考えております。これらの成果を建設産業の担い手の確保につなげるため、学生等を対象とした取組を今後も継続しながら建設産業の魅力や公共事業の果たす役割をより広く、効果的に県民に発信してまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

○加行道路建設課長 道路建設課の決算について御説明いたします。

決算特別委員会資料の14ページをお開きください。

ページの一番下の段にあります道路建設課計の欄を御覧ください。令和3年度の決算額は、予算額が331億8,131万1,000円、支出済額が239億4,397万8,215円、明許繰越額が90億9,577

万5,000円、事故繰越額が1億2,755万2,061円、不用額が1,400万5,724円で、執行率は72.2%、翌年度への繰越額を含めると99.9%となっております。

13ページにお戻りください。

下から4段目の(目)道路新設改良費を御覧ください。不用額が1,393万550円となっておりますが、これは主に、国の経済対策に伴い計上いたしました補正予算額と国の交付決定額との差による不用額であります。また、執行率が69.3%となっておりますが、これは翌年度への繰越しによるものであります。

続きまして、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

報告書の323ページをお開きください。

表の中の主な事業名の欄、公共道路新設改良であります。この事業は、主に国の補助金や交付金を活用して、国道や県道の改良を行う事業であります。

主な実績内容等の欄を御覧ください。道路改築の状況でございますが、一般国道では国道327号ほか9路線19工区の整備を行い、4,725メートルの供用を開始し、また、地方道では宮崎西環状線ほか45路線60工区の整備を行い、7,997メートルの供用を開始したところであります。

次に、直轄道路事業負担金であります。これは国が整備しております国道10号ほか1路線6工区などの整備費の一部を県が負担したものであります。この事業におきまして、道路改築のほか、交通安全対策等も実施されたところであります。

続きまして、325ページをお開きください。

施策の成果等であります。

道路建設課では、①にありますように、宮崎

市中心部の渋滞緩和や物流の効率化を図るため、県道宮崎西環状線古城工区などの整備を進めるとともに、②にありますように中山間地域等の産業、生活、医療を支援するため、高千穂町と五ヶ瀬町にまたがる県道竹田五ヶ瀬線波帰之瀬工区や入郷地域の国道327号佐土の谷工区、西米良村の国道219号越野尾工区などの整備を進めてきたところであり、令和3年9月には、椎葉村の国道327号尾平工区においてトンネルを含む2キロメートルが開通したところであります。

このほか、③にありますように、高速道路の利便性向上、防災機能の強化、工業や観光振興などの地域の活性化を図るため、新富スマートインターチェンジに直結する県道高鍋高岡線新富工区の整備に着手したところであります。

また、④にありますように、国の直轄事業におきまして国道10号などのバイパス整備や防災対策事業等が進められたところでありまして、令和4年3月には、国道10号都城道路の乙房インターチェンジから横市インターチェンジまでの約3キロが開通し、都城志布志道路の全線開通に向け、大きく前進したところであります。

このように、広域的な医療、福祉サービスや観光振興などの地域連携の取組を支援するため、市町村間を結ぶ国県道の整備を推進し、本県の道路改良率は70.3%となったところでありますが、さらなる整備を図る必要があると考えております。今後も必要な予算の確保に努め、国道219号等の整備を進めることにより、地域の交流・連携、災害発生時の応急復旧活動等を支える道路ネットワークの構築を推進してまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査

報告書につきましては、特に報告すべき事項はございませんでした。

○東道路保全課長 道路保全課の決算について御説明いたします。

委員会資料の17ページをお開きください。

ページの一番下の段、道路保全課計のところであります。令和3年度の決算額は、予算額が311億6,376万9,634円に對しまして、支出済額が212億1,028万8,108円、明許繰越額が90億1,573万4,000円、事故繰越額が1億6,329万4,973円、不用額が7億7,445万2,553円で、執行率は68.1%、翌年度への繰越額を含めると97.5%となっております。

お戻りいただき、15ページをお開きください。

上から3段目の(目)道路橋梁総務費でございます。

不用額が400万2,292円となっておりますが、これは主に、新型コロナウイルス感染症の影響等により、県民による道路愛護活動や道路の維持管理に要する経費が見込みを下回ったことによるものであります。

16ページを御覧ください。

上から4段目の(目)道路維持費でございます。

不用額は7億7,045万261円となっておりますが、これは主に、国の経済対策として計上いたしました補正予算額と国の交付決定額との差によるものであります。

また、執行率が67.5%となっておりますが、翌年度への繰越しによるものであります。

17ページをお開きください。

中ほどの(目)橋梁維持費でございます。

執行率が49.2%となっておりますが、翌年度への繰越しによるものであります。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

報告書の326ページ、道路保全課のインデックスのところをお開きください。

(1)の快適で人にやさしい生活・空間づくりについてであります。表の沿道修景美化推進対策であります。これは空港、港湾、駅などの主要な交通の玄関口と、県内の主要な観光地などを結ぶ路線である沿道修景美化推進路線等において、花木類の植栽や除草を行ったところであります。

次に、その下の施策の成果等ではありますが、沿道修景美化推進路線への重点的な植栽等の実施により、沿道の修景美化を図ったところでありまして、引き続き、効率的な沿道修景美化に取り組んでまいります。

327ページを御覧ください。

(1)の安全で安心な県道づくりについてであります。

まず、表の上段の公共道路維持費であります。この事業は、国の補助金や交付金で実施する事業でありまして、橋梁補修をはじめ、のり面の防災対策や舗装補修などを行ったところあります。

328ページをお開きください。

表の下段の改善事業、「美しいみやぎの道」県民ボランティア支援であります。これは、地域住民等が行う道路美化や草刈り活動に對しまして活動用具や活動報奨金の支給を行ったところあります。

329ページを御覧ください。

中ほどの施策の成果等ではありますが、①にありますように主に国庫補助事業等で実施している緊急輸送道路の防災対策や橋梁の老朽化対策

については目標達成に向けて順調に進展しているところであります。

また、日常的な道路の管理につきましては、道路パトロール等により不具合を把握し、速やかに補修するなど、適正な維持管理を図ったところであります。

今後も引き続き、必要な予算の確保に努め、効果的な事業執行を行うことで、防災対策や道路の適正な維持管理を進めてまいります。

②の地域住民が行う道路愛護活動については、延べ参加人数が7万2,300人余、クリーンロードみやざき推進事業による協定締結団体数は214団体となり、目標を達成し、順調に進展しているところであります。

330ページをお開きください。

(2)の交通安全対策の推進についてであります。表の上段の公共道路維持費であります。この事業は、国の交付金等で実施する事業であり、歩道など交通安全施設の整備を行ったところであります。

次の、人にやさしい沿道環境整備であります。小規模な歩道やグリーンベルトの整備などを行ったところであります。

331ページを御覧ください。

中ほどの施策の成果等ではありますが、①にありますように、交通安全施設の整備につきましては、通学路交通安全プログラムや昨年6月の千葉県事故を受けて実施した合同点検箇所を中心に整備を進めております。

令和3年度は、②にありますように、国道327号小野田工区などの歩道整備を行い、法定通学路における歩道整備率は74.3%と順調に進展しております。

今後も引き続き、道路管理者、警察、教育委

員会等と連携し、交通安全対策の充実を図ってまいります。

主要施策の成果につきましては、以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

**○廣松高速道対策局長** 高速道対策局の決算について御説明します。

委員会資料の42ページをお開きください。

一番下の段、高速道対策局計の欄です。当局的令和3年度の決算額は、予算額25億3,122万5,000円、支出済額25億3,008万7,271円、不用額113万7,729円、執行率は99.9%となっております。

目の執行率が90%未満のものはございませんので、不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

表の上から3段目、(目)道路橋梁総務費ですが、不用額が113万7,729円となっております。

不用額の主なものといたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大による各種大会の中止等に伴う旅費の執行残によるものであります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

報告書の高速道対策局のインデックスのところ、360ページをお開きください。

(2)交通・物流ネットワークの整備充実についてです。中段の表の施策推進のための主な事業及び実績を御覧ください。

まず、1段目の高速道路網整備促進については、高速道路網の早期整備に向けて各種大会等の開催等や国及び関係機関への要望活動等に関する経費ですが、令和3年度の実績は各種大会



等が6回、要望活動等が14回となっております。

また、用地国債を活用した用地先行取得分の公共用地取得事業特別会計への操出金の処理を行っております。

次に、その下の高速自動車国道等直轄事業負担金については、新直轄方式で整備する1区間及び直轄方式で整備する6区間、計7区間の整備に係る県の負担金であります。

続いて、下段の表の施策の進捗状況を御覧ください。

高速道路の整備であります、令和3年度末におきまして、75%の整備率となっております。

続いて、施策の成果等について御説明いたします。

361ページを御覧ください。

まず、東九州自動車道では油津－南郷間及び奈留－夏井間において、用地買収に着手されたほか、清武南－日南北郷間において、令和4年度の開通に向け、工事が順調に進められるなど事業が進捗しております。

また、九州中央自動車道では、令和3年4月に高千穂－雲海橋間が新規事業化されたほか、令和3年8月に日之影深角－平底間の開通式が、令和4年1月に高千穂－雲海橋間の中心杭打ち式が、令和4年3月に五ヶ瀬東－高千穂間の着工式が行われるなど事業が進捗しております。

さらに、暫定2車線区間の4車線化については、令和3年4月に高鍋－西都間の一部が事業化されたほか、事業中区間の宮崎西－清武間において着実に工事が進められるなど、事業が進捗しております。

今後とも、沿線の自治体や民間団体等とさらなる連携を図りまして、高速道路ネットワーク

の1日も早い全線開通に向けて、建設促進大会の開催や国への要望活動などに引き続き取り組んでまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

○西村主査 執行部の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○二見委員 技術企画課の入札システムデジタル化推進事業の施策の成果等に、発注機関においては評価システムの自動評価機能により業務の効率化が図られるとあるんですけれども、この自動評価機能というのはどういったものなんですか。

○中原技術企画課長 総合評価ですのでいろんな評価点があるのですが、これまでは全て紙で行って行っておりました。各企業から出された技術申請書をチェックして、それが本当に間違いないかどうかで点数を出して、評価値が1番高い者を落札候補者にする作業を手作業で行っていたのですが、このシステムを導入することによって、あらかじめデータが入っていますので、金額を入れれば自動的に処理されて、落札候補者がすぐに出るというシステムでございます。

○二見委員 効率化が図られることは大事なことで、いいことだと思うんですけれども、間違いがないか、チェック機能は必要なのかなと思うんですが、この件に関してはそういった視点からの検討というのはなかったんですか。

それが組み込まれているのかも含めて教えていただければ。

○中原技術企画課長 間違いがないかというのは、最初の段階でいくつか抽出して、何回も繰り返し確認して実行しておりますし、今、使い

ながら、個別具体的な案件をいくつか抽出しての確認等も行っているところです。

○二見委員 分かりました。

○来住委員 道路保全課にお聞きしたいのですが、328ページのクリーンロードみやざき推進事業、214団体の方々に協力していただいて、道路の整備がなされているんですけれども、329ページの施策の成果等の②にこのことが記載されておりまして、延べ実施延長は約5,000キロとなったとあるんです。団体によって違うのかしれませんが、年に何回ほど草刈りがされているのでしょうか。

○東道路保全課長 まず、協定締結団体の214なんですけれども、この内訳として、草刈りをする団体が112団体、花植えなどをする美化活動の団体が102団体ございます。合わせて214団体で、草刈りにつきましてはそれぞれの団体によりまして1回から2回——当然1回のとくと2回のとくと、また、刈った面積等で報酬等は違います。そこは各団体にお任せしております。

また、先ほどの②の延べ実施延長4,909キロにつきましては、これは道路愛護活動——8月は道路月間とかそういうのがありますけれども——国、県、市町村合わせた道路愛護活動の延べ参加人数と実施した延長ということで、県が管理する道路プラス市町村が管理する道路も入った数字となっております。

○来住委員 草刈りとなると多分皆さんビーパーを持って刈ったりされると思うんですよね。

昔の話ですけれども、私が都城市議会議員時代、清掃の日というのが決められていて、村ごとにみんなで草を刈ったり道路を整備したりしたのですが、ビーパーで足を切られた方がいて、見舞いに行ったことがあったんです。

ビーパーなどを使ったら非常に危ないですから、作業保険というんですか、その保険の加入についてはどのようになっているのかなど。

○東道路保全課長 今、委員がおっしゃった道路愛護活動等に参加していただいている皆さんには、県の「美しいみやざきの道」県民ボランティア支援事業の中で保険に加入させていただいております。やっぱり石はねですとか、高い場所から落ちたりとか、蜂に刺されたりとか、そういった対応が毎年数件出てきております。その辺の対応についても、この事業の中の保険金で処理させていただいております。

○来住委員 県が入っているんですか。

○東道路保全課長 県が入っています。

○来住委員 引き続き、331ページなんですけれども、施策の成果等の②で、学校周辺の法定通学路の歩道整備率は74.3%で、順調に進展している。ということは、逆に言えば、約25%が残っていることになるんですけれども、これはどのくらいの長さなのか。何か所で、どのくらいあるのかというのが分かれば教えていただきたいと思います。

○東道路保全課長 法定通学路につきましては、全体で635キロございます。現在、整備率は74.3%で、整備済みの延長が472キロ、未整備の延長が163キロとなっております。

○来住委員 例えば、学校ごとの箇所は分かりませんか。

○東道路保全課長 歩道整備といいましても、もともと2車線の道路に後から歩道をくっつける場合もございますし、道路自体がまだ未改良の街なかについては、街路事業といいますか、都市計画課で道路を拡幅していく事業もございます。また、道路建設課で改良するところがご

ございました、そのトータルが163キロということで、路線延長でしか把握しておりません。

○来住委員 分かりました。

最後に、保険の件ですが、令和3年度は、その保険を利用して何人に補償されましたか。

○東道路保全課長 まず、人身傷害保険として令和3年度に2件、金額にして22万7,000円で、蜂に刺されたものと除草中にバランスを崩して落下し骨折されたものがございます。

また、賠償責任保険としては、草刈り機で除草中に石が飛んで、通行車両に石が当たったものと、同じように通行車両の窓ガラスを損傷したものの2件がございまして、17万4,000円です。

○野崎委員 318ページの管理課の建設人材育成・確保支援事業と、322ページの技術企画課の学生等を対象とした出前講座等の事業は、何か違いがあるのでしょうか。

○井上管理課長 管理課の建設人材育成・確保支援事業につきましては、建設業協会が実施する事業の補助ということでやらせていただいております。技術企画課のほうは、県の土木事務所が直営でやるということで、事業主体が違うというところがございます。対象者はうまく調整がつくように選別を行っているところがございます。

○野崎委員 中身は被らないようにしているんですか。

○井上管理課長 過去数年にわたって実施しておりますので、年度ごとに重複しないように、調整を図っているところがございます。

○野崎委員 地元のことなんですけれども、325ページの宮崎西環状線の用地買収率とか、進捗状況が分かれば教えてください。

○加行道路建設課長 今、宮崎西環状線古城工

区を整備しているんですが、国道269号加納バイパスに接続する部分の切土、盛土を進めております。また、宮崎田野線に接続する長大橋の整備の部分で一部用地買収の困難なところがあり、引き続き進めているところがございます。

○野崎委員 古城の方ともいろいろお話ししたことがあるんですが、僕は今現場を知らないですけれども、路線計画上、家に引っかかるところがあるんですか。

○加行道路建設課長 あそこはちょうど立体交差になりますので、橋梁の下部工部分、橋梁の橋脚関係、それと、少し山手になりますので、山を切る部分について、いろいろ問題がありまして、その解決に向けた事務処理に鋭意努力しているところがございます。

○坂口委員 技術企画課がストック効果の事例集をつくって、学生向けに広報されたとありました。なかなか難しいと思うんですけれども、まず、県独自でつくられたものなのか、それとも国土交通省あたりと共通のものなのか。ストック効果として、どういう事例が入っているんですか。

○中原技術企画課長 スtock効果事例集は、毎年1,500から1,800冊ぐらいつくってお配りしております。高速道路も入っていますけれども、主には県が施工しているインフラの効果、例えば都城志布志道路で工場が新設されたとか、間接的に経済効果を生んでいるというような視点で、道路も河川も港湾も砂防も、あらゆるインフラについてのストック効果について紹介しているものがございます。

○坂口委員 そうすると、こういう効果が出るんですよという概要のようなものになっているんですか。

○中原技術企画課長 分かりやすい事例ですと、例えば、東九州自動車道が大分市までつながったことで、医師が大分大学から延岡市の病院へ来るようになり、医療の空白部分がなくなったとか、そういった効果をグラフ化したり、視覚化して表現している資料でございます。

○坂口委員 今は財務省も国土交通省も、国の統治の在り方として公共事業については、経済財政の一体再生ということからの評価をやって、重点的・優先的にやるところを決めるということで、今後、新規での事業採択がますます難しくなるのかなと思ったときに、例えば、今回あれだけの雨や風があった割には、宮崎県はかなり被害が少なかったような気がするんですよ。

これはやっぱり国土強靱化でずっと投資してきた——間違いなくこのストック効果だと思うんですね。だから、アメニティも含めてですけども、宮崎県ではこれだけのものが守られたんですよというものが入っていないと、経済財政の再生とか評価とか、そういった観点から事務的にやられたら、人口集中地と比較して、予算の獲得が今後不利じゃないかなという気がするんです。

そういう意味からも、外部に向けてストック効果というのは長期的に見ればこういったことなんだというのを、高精度で理論的に整理されたものがないものかなという気がするんです。今語られているのは、どうしても都市部に有利になるような気がしてならないんです。

これはあくまでも公共事業でこんな具合に皆さんのお役に立っていますというレベルの冊子になるわけですか。

○中原技術企画課長 あらゆる意味で、役に

立っているところを紹介していきたいと思っています。今、御指摘のございました台風14号は、県内で大きな被害がございました。これもしっかり検証して——例えば、平成17年の台風14号と雨の降り方を比較すると、県北部だと7割から8割ぐらいの総雨量となっております。部分的には線状降水帯が2度発生したり、なかなか測り切れないものもある中で、耳川とか五ヶ瀬川沿線の市町村での浸水家屋数は、当時の半分や3分の1ぐらいになっています。

あと特筆すれば、日之影町の中心部で100戸以上の浸水があったのが、3戸ぐらいしか浸水しなかったところ、こういったところをしっかりとメッセージとして発信して行って、インフラのストック効果、また、国土強靱化の必要性についても知事を先頭にメッセージ発信していきたいと思っています。

○坂口委員 そこらだと思うんです。今、線状降水帯とも言われたけれども、定点観測じゃなくて、レーダー解析による想定雨量というのも認知されてきましたよね。そんなのもどんどん活用というか、前面に出していきながら、これまでの投資によって、これだけの災害でも経済的にはこれだけ被害が抑えられたんだということ、特に宮崎県みたいな地方は、積極的に出していく必要があるかなと思います。

だから、ストック効果として数量化されたものを期待しての質問だったんですけども、また今後、それを目指して理論的に整理していただければなというのと、委員長にお願いですが、もしその冊子がたくさんあれば参考までに配っていただけると。

○西村主査 今、坂口委員よりストック効果事例集について資料要求がありました件について

お諮りいたします。

ストック効果事例集の予備があれば、全委員への提供ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 資料はすぐ用意できますか。

○中原技術企画課長 バックナンバーが、かなり数がありまして、古いものが揃うかどうか分かりませんが、直近のものはすぐに揃えることができますので提出したいと思います。

○西村主査 よろしく願いいたします。

○重松委員 高速道路対策局にお尋ねします。

東九州自動車道、九州中央道の事業が着実に進められております。実は今月の初めに、我が会派で国土交通省の斉藤鉄夫大臣のところに、平底一蔵田間、また南郷一奈留間の事業化を進めていただきたいということや、4車線化の事業を進めていただきたいということで、直に要望活動に行かせていただきました。

大臣からは、やはり地元の活用状況をよく見て、財源を確保して検討してまいりたいというお言葉をいただいたんですね。つまり、地元がいかに高速道路を使っているか、利用率が高まっているのが基準になってるのかなと思いますが、利活用を促進するためのPRというか、アナウンスをどのように今進められているのでしょうか。

○西村主査 令和3年度ということでよろしいですか。

○重松委員 そうですね。

○廣松高速道対策局長 先ほど述べましたように、まず、各種大会等を6回、要望活動等を14回実施しました。昨年度は、コロナが大分はやっていたこともありまして、ウェブ要望もかなりやりましたが、それなりに、東京の方に声は届

いたものと思っております。

○重松委員 ありがとうございます。コロナで普通に開催できなかった部分もありますよね。努めて私たちも参加するように皆さんに勧めてまいりたいと思っております。

あと、4車線化を進めている中で、パーキングエリア、休憩所がちょっと少ないという声を聞いておりまして、道の駅との連絡とか、そういうことを含めて検討状況を教えてください。

○廣松高速道対策局長 現在、東九州自動車道の川南から先は、県内に休憩所がないということで、65キロぐらい空白区間がございます。

普通的高速道路でしたら\*50キロごとにサービスエリア、20キロごとにパーキングエリアが設けられますが、高速道路ではないので、今はないのが実情であります。そこは問題意識を持っておりまして、事あるごとに要望等に入れておりますが、この場合、事業主体はNEXCOになってしまいますので、NEXCOとの協議が重要になってくると考えております。

○重松委員 進めていただきたいと思います。やっぱり安全を確保するためにはこの休憩所、本当に重要じゃないかなと思いますので、また引き続き御検討お願いしたいと思います。

○山内副主査 主要施策の成果に関する報告書331ページの、先ほどの通学路の件で確認させていただきたいんですけども、令和3年度で実績値74.3%という数字は、全国と比較して、そんなに遜色はない数字なのか、少し遅れぎみなのか、そういった部分を確認させてください。

○東道路保全課長 少々お時間をいただいていますか。

○山内副主査 関連で、通学路の件で順次整備

※45ページに訂正発言あり

をされているということなんですけれども、未整備が163キロあるというお話でしたが、どういふふうに優先順位をつけて整備を進めていらっしゃるのかも教えていただきたいです。

**○東道路保全課長** まず、ここに記載しております通学路交通安全プログラムというのが平成26年度頃に全市町村で策定されております。

その中で、各地域で学校やPTA、また警察やいろんな方と点検をして、各学校区、市町村ごとに、ある程度の優先順位がついているような状況になります。

それと、昨年度緊急でやりました合同点検を併せて、今の通学路交通安全プログラムという形になっているんですけれども、その中でなおかつ法定通学路——法定通学路というのが交通安全施設等整備事業に係る推進に関する法律で、小学校や保育所に通う児童が1日40人以上通行する区間、あと小学校の出入口から1キロの区間が法定通学路として指定されておまして、その中でも1日当たりの交通量の多い箇所であるとか、交通事故の死傷率が一定基準以上であるとかを加味して、優先順位をつけて整備をしているところでございます。

**○山内副主査** もちろん、それぞれの地域の皆さんは、うちを早くやってほしいという思いがあられると思うので、そのように県としてきちんと一定の基準があって、それに基づいて順位をつけてされているという受け止め方でよろしいんでしょうか。

**○東道路保全課長** 交通安全対策をやるまではやっぱり結構時間がかかります。年間の進捗率ですと、歩道整備と道路建設、街路を合わせて、年間2キロちょっとしか整備が進んでない状況でございまして、緊急に対策が必要な箇所につ

きましては、県の単独事業で緊急的に防護柵を付けたりとか、そういった応急的な対応を速やかに実施しているところでございます。

また、昨年度の事故を受けまして、交通安全対策事業につきましては、国が今年度から補助事業化しておりますので、この辺を活用しながら対応していきたいと思っております。

**○山内副主査** ありがとうございます。子供たちの命に関わることなので、またしっかり取り組んでいただきたいと思います。

数字に関しては、委員会が終わってからでも大丈夫ですけれども。

**○東道路保全課長** 先ほどの質問ですけれども、数字が手元にないので、総括質疑のときに回答させていただけたらと思います。

**○西村主査** ほかにございませんか。

**○山内副主査** 委員会資料の6ページに、監査結果報告書指摘事項が幾つかあります。全てを説明するわけにはいかないと思いますので、どういうものだったのかとか、起きてしまった背景など、主なものを一つか二つ御説明いただけるとありがたいです。

**○井上管理課長** 指摘事項については、各担当課から詳細な説明をさせていただきます。

ここに書いてございますとおり、監査の結果、注意事項として挙げたものが、まず収入事務に関しましては、砂利採取料等の調定の時期が適切でなかったということが一つと、契約事務に関しましては、履行の検査確認で遅れがあったこと、また、その他に関しましては、許可の手続きの遅れですとか、会計年度任用職員の勤務条件通知書の作成に当たりまして、有給休暇の付与年月日等の誤りという基本的な事務処理のミスがあったところでございます。

○山内副主査 例えば、故意に行われたものであるとか、重大なミスがあったというものは、特にないという認識でよろしいでしょうか。

○井上管理課長 そのとおりでございます。

日常の事務処理を行う中で、しっかりと確認すべきということで、注意事項として挙がっております。この結果を踏まえまして、また同じミスを繰り返さないよう部内に周知徹底を図っているところでございます。

○廣松高速道対策局長 先ほどの私の答弁を若干訂正させていただきます。

サービスエリアの間隔につきましては、NE XCOの設計要領におきまして、標準間隔は50キロメートル、最大間隔は100キロメートルとなっております。また、全ての休憩施設、いわゆるパーキングエリアは、標準間隔は15キロメートル、最大間隔は25キロメートルとなっております。いずれにしても現在、川南から65キロは空白地帯となっておりますので、引き続き要望していきたいと思っております。

○西村主査 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 それでは、以上をもって管理課、用地対策課、技術企画課、道路建設課、道路保全課、高速道対策局の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時7分休憩

---

午前11時10分再開

○西村主査 分科会を再開いたします。

これより、河川課、砂防課、港湾課、都市計画課、建築住宅課、営繕課の審査を行います。

令和3年度の決算につきまして、各課の説明を求めます。

○山浦河川課長 河川課の決算について説明いたします。

委員会資料の22ページをお開きください。

一番下の段、河川課計を御覧ください。

当課の令和3年度決算額は、予算額338億5,752万1,343円、支出済額212億8,438万851円、明許繰越額94億2,068万6,000円、事故繰越額15億9,085万591円、不用額15億6,160万3,901円、執行率62.9%で、翌年度への繰越額を含めますと95.4%となります。

18ページをお開きください。

3段目の(目)河川総務費であります。不用額が1億1,316万3,743円となっておりますが、これは主に、国の交付決定額との差額によるものであります。

また、執行率が32.7%となっておりますが、これは、翌年度への繰越しによるものであります。

次に、19ページを御覧ください。

4段目の(目)河川改良費であります。不用額が6億7,725万4,068円となっておりますが、これは主に、国の交付決定額との差額によるものであります。

また、執行率が66.1%となっておりますが、これは、翌年度への繰越しによるものであります。

次に、20ページを御覧ください。

中段の(目)海岸保全費であります。不用額が966万6,540円となっておりますが、これは主に、海岸保全事業費の確定に伴うものであります。

また、執行率が63.7%となっておりますが、これは、翌年度への繰越しによるものであります。

下から4段目の(目)水防費であります、  
不用額が469万9,573円となっておりますが、  
これは主に、ダム施設管理負担金の確定によるもの  
であります。

また、執行率が73.9%となっておりますが、  
これは、翌年度への繰越しによるものでありま  
す。

次に、21ページを御覧ください。

下から2段目の(目)土木災害復旧費であり  
ますが、不用額が7億682万919円となっており  
ますが、これは主に、国の交付決定額との差額  
によるものであります。

また、執行率が63.1%となっておりますが、  
これは翌年度への繰越しによるものでありま  
す。

次に、22ページを御覧ください。

下から3段目の(目)直轄災害復旧費であり  
ますが、不用額が4,999万9,058円となっており  
ますが、これは、国の直轄事業における事業費  
の確定によるものであります。

次に、主要施策の成果の主なものについて説  
明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の河川課のイ  
ンデックス、332ページをお開きください。

(1) 良好な自然環境・生活環境の保全につ  
いてであります。

下の表の施策推進のための主な事業及び実績  
を御覧ください。

一番下の河川パートナーシップは、自治会な  
どが実施する河川の草刈りなどに対して報奨金  
を支給するものであり、良好な河川環境や景観  
の保全などを図ることを目的としております。

333ページを御覧ください。

施策の成果等であります。

①にありますとおり、河川パートナーシップ  
事業への参加団体数につきましては、前年度を  
上回る763団体となるなど、県民との協働によ  
る河川の管理が進展しております。

334ページをお開きください。

(1) 安全で安心な県土づくりについてであ  
ります。下の表を御覧ください。

主な事業について説明いたします。

1番目の公共河川であります。

これは、浸水被害を受けた箇所への河川改修工  
事などを行うものであり、広渡川ほか29河川に  
おきまして、河道掘削や堤防整備、樋門の自動  
閉鎖化などを行っております。

次に、335ページを御覧ください。

1番目の県単河川改良であります。

これは、御手洗川ほか72河川におきまして、  
堤防や護岸整備、堆積土砂の除去などを行って  
おります。

次に、336ページを御覧ください。

3番目の公共土木施設災害復旧であります。

これは、令和3年に被災した国道265号など53  
か所の道路、河川及び砂防施設の災害復旧を  
行っております。

次に、337ページを御覧ください。

1番目のダム施設整備であります。田代八  
重ダム、長谷ダムの管理用制御処理設備の改良  
や日南ダムの放流警報設備改良などを行って  
おります。

338ページをお開きください。

施策の成果等であります。

⑥にありますとおり、本県は、洪水・地震・  
津波など自然災害のリスクが高いことから、県  
土の強靱化を着実に推進していく必要があります。  
今後も引き続き、必要な予算確保に努める



とともに、効果的な事業執行を行い、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進してまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

**○行田砂防課長** 砂防課の決算について御説明いたします。

まず、24ページをお開きください。

一番下の段、砂防課計を御覧ください。

当課の令和3年度決算額は、予算額144億2,839万6,148円、支出済額93億4,777万2,238円、翌年度繰越額43億8,537万1,000円、事故繰越額6億9,517万9,787円、不用額7万3,123円、執行率64.8%で、翌年度への繰越額を含めると、執行率は99.9%となります。

目の不用額が100万円以上のものはございませんので、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

1ページ戻っていただきまして、23ページを御覧ください。

ページの中ほどの(目)砂防費であります。執行率は64.7%となっておりますが、これは、翌年度への繰越しによるものであります。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の砂防課インデックス、339ページをお開きください。

(1)安全で安心な県土づくりであります。主な事業について御説明いたします。

表の一番上の通常砂防でございます。五ヶ瀬町の内の口川ほか47溪流において、堰堤工を実施しております。

340ページをお開きください。

表の一番上の地すべり対策でございます。

椎葉村の大藪2地区ほか1地区において、排土工やのり面工を実施しております。

その2つ下、3段目の急傾斜地崩壊対策でございます。

延岡市の三足地区ほか57地区において、擁壁工やのり面工を実施しております。

341ページを御覧ください。

表の一番上の総合流域防災でございます。

これは、流域一体となった防災対策を進める事業でございます。緊急改築といたしまして、串間市の名谷川ほか22か所において、既存の砂防堰堤の改築を実施しております。また、基礎調査として、土砂災害警戒区域等の指定のための調査を県内一円で実施しております。

342ページをお開きください。

表の一番下の県単自然災害防止急傾斜地崩壊対策でございます。

これは、市町村が実施する工事等に対する、県からの補助金でございます。

小林市の細野第2—2地区ほか15地区において、擁壁工やのり面工を実施しております。

343ページを御覧ください。

施策の成果等についてでございます。

まず、①土砂災害危険箇所の整備につきましては、要配慮者利用施設等のある箇所から、計画的に整備を進めておりまして、令和3年度は、土石流対策として1溪流、急傾斜地崩壊対策として9か所の工事を完成させ、土砂災害に対する安全性の向上を図っております。

次に、②のソフト対策であります。土砂災害防止法に基づき、令和3年度は1,322か所の土砂災害警戒区域等の指定を行いました。

また、小中学生を対象とした土砂災害防止教

室や、地域住民を対象とした土砂災害防止講座を開催し、令和3年度は、延べ948人の参加があるなど、土砂災害防止に関する県民意識の向上を図っております。

③に記載しておりますように、土砂災害危険箇所との令和3年度末の整備率は30.4%と依然として低い状況にあることから、今後とも、安全で安心な県土づくりを目指し、危険箇所の整備を計画的に進めるとともに、土砂災害警戒区域等の指定推進や防災情報の提供に取り組むなど、ハード・ソフト両面から総合的な土砂災害防止対策を推進してまいりたいと考えております。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

**○松山港湾課長** 港湾課の決算について御説明いたします。

港湾課には、一般会計と特別会計がございますが、まず、一般会計から御説明いたします。

委員会資料の28ページをお開きください。

令和3年度決算額は、予算額92億2,821万7,460円、支出済額65億7,376万7円、明許繰越額21億7,349万6,000円、事故繰越額1億8,042万6,585円、不用額3億53万4,868円、執行率71.2%、翌年度繰越額を含めると96.7%となります。

前のページに戻っていただきまして、25ページをお開きください。

上段の(目)土木総務費であります。不用額が167万5,008円となっております。

これは主に、港湾事務所維持管理費の執行残が生じたことによる不用額であります。

一番下の段の(目)海岸保全費であります。

不用額が2,500万円となっておりますが、これは、大規模漂着流木等処理対策事業において、流木等災害が発生しなかったことに伴う執行残であります。

また、執行率が28.4%となっておりますが、これは、翌年度への繰越しによるものであります。

次に、26ページを御覧ください。

中段の(目)港湾管理費であります。不用額が1,821万1,731円となっております。

これは主に、美しい宮崎の港づくり！プレジャーボート適正管理強化事業において、関係機関等との協議が整わず工事が執行できなかったことによる工事費等の執行残が生じたことによるものであります。

次に、27ページをお開きください。

中段の(目)港湾建設費であります。不用額が1億1,639円となっております。

これは主に、油津港の改修事業の事業費が確定したことによる不用額であります。

また、執行率が67.3%となっておりますが、翌年度への繰越しによるものであります。

次に、28ページを御覧ください。

中段の(目)港湾災害復旧費であります。不用額が1億5,564万6,490円となっております。

これは主に、港湾災害復旧事業において、港湾災害が発生しなかったことに伴うものであります。

また、執行率が2.7%となっておりますが、これは翌年度への繰越しによるものであります。

次に、30ページをお開きください。

港湾整備事業特別会計の決算についてであり

ます。

一番下から2番目の段、特別会計の計の欄であります。

令和3年度決算額は、予算額13億5,128万3,000円、支出済額12億886万4,451円、明許繰越額6,200万円、不用額8,041万8,549円、執行率89.5%、翌年度繰越額を含めると94.0%となります。

前のページに戻っていただきまして、29ページを御覧ください。

上段の(目)港湾管理費であります。不用額が5,628万4,734円となっております。

これは、主に港湾運営に係る委託料及び工事請負費の執行残であります。また、執行率が79.7%となっておりますが、これは主に、翌年度への繰越しによるものであります。

次に、下段の(目)港湾建設費であります。不用額が2,180万242円となっております。

これは、埠頭用地整備の事業費が確定したことによる不用額であります。

次に、30ページを御覧ください。

下段の(目)予備費であります。予備費は、年度途中において、不測の事態により、予定外の支出の必要が生じた場合等に対処する経費であります。全額の200万円が不用額となっております。

次に、一番下の段、港湾課計の欄を御覧ください。

当課の一般会計、特別会計を合わせました令和3年度決算額は、予算額105億7,950万460円、支出済額77億8,262万4,458円、明許繰越額22億3,549万6,000円、事故繰越額1億8,042万6,585円、不用額3億8,095万3,417円、執行率73.6%、明許繰越額を含めると96.4%とな

ります。

次に、31ページをお開きください。

港湾整備事業特別会計の歳入について御説明いたします。

一番下の段の歳入合計ですが、予算現額13億5,128万3,000円に對しまして、収入済額が12億7,181万1,145円となっております。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

報告書の港湾課のインデックスのところ、345ページをお開きください。

(2)の交通・物流ネットワークの整備・充実についてであります。

主な事業及び実績であります。港湾改修は、細島港におきまして、増加する原木輸出に対応するために、水深10メートルの16号岸壁を整備するもの、宮崎港では、航路等に流入する漂砂対策としての防砂提事業、油津港では、緊急物資輸送拠点として、10号岸壁の耐震強化を行ったものであります。

346ページを御覧ください。

一番上の統合補助は、油津港ほか5港において栈橋等の補修等を行ったものであります。

次に、347ページをお開きください。

上から2つ目の油津港利用促進支援であります。

油津港では、チップ船やクルーズ船などの大型船が利用する際に、他の港からタグボートの回航が必要な状況となっております。

このため、日南市が実施しているタグボートの回航経費の支援事業に對しまして、県が助成を行い、港の利用促進を図ったものであります。

次に、348ページを御覧ください。

施策の成果等についてであります。

②の細島港では、水深10メートルの岸壁を整備することで、増加する原木輸出の需要に対応可能となります。

また、余島防波堤では、津波に対する防波堤構造を強化することで、地震や津波に対する安全性の向上が図られました。

③の宮崎港では、カーフェリーの大型化に対応したサイドスロープなどの施設整備が完了し、荷役作業の効率化が図られました。

また、マリナー航路等の砂の堆積対策として防砂掘工事を進めております。

④の油津港では、既存の水深12メートル岸壁の耐震強化工事が完了し、緊急物資輸送拠点としての機能が確保されました。

主要施策の成果については以上であります。

次に、監査結果報告についてであります。

委員会資料にお戻りいただきまして、6ページをお開きください。

(3) 物品の管理の指摘事項についてであります。

油津港湾事務所におきまして、「物品の管理について、取扱いの適当でないものがあつた」との指摘でございます。

これは、職員に渡したタクシーチケット1枚が、未使用のまま返却されていなかったものであります。

今後は、所属職員へ物品の適正な管理を行うよう指導するなど、再発防止に努めてまいります。

次に、別冊の令和3年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書の47ページをお開きください。

(13) の港湾整備事業特別会計について、ページ一番下の意見・留意事項等にありまして、「多額の借入金があることから、引き続き

計画的な施設整備と効率的な運営が望まれる」との意見がありました。

港湾整備事業特別会計につきましては、港湾機能の充実強化を図ってきたところでありますが、今後とも使用料収入の確保と経費の節減を図り、健全な運営に努めてまいります。

○黒木都市計画課長 都市計画課の決算について御説明いたします。

委員会資料の35ページをお開きください。

当課の令和3年度決算額は、予算額76億784万5,212円に対しまして、支出済額59億7,543万1,123円、明許繰越額が11億3,992万9,000円、事故繰越額が1億1,107万7,886円、不用額が3億8,140万7,203円となっております。執行率は78.5%、翌年度繰越額を含めると95%となっております。

ページを戻っていただき、33ページをお開きください。

上から3段目の(目)街路事業費であります。

執行率64.8%につきましては、翌年度への繰越しによるものであります。

次に、34ページを御覧ください。

中ほどの(目)公園費であります。

不用額が3億8,046万9,601円となっておりますが、主なものにつきましては、県総合運動公園の津波避難施設整備事業の完了に伴う執行残であります。また、執行率83.7%につきましては、翌年度への繰越しによるものであります。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

報告書の349ページ、都市計画課のインデックスのところをお開きください。

まず、2の(1)快適で人にやさしい生活・空間づくりについてであります。

表の3段目、改善事業、美しい宮崎づくりステップアップであります。これは、景観形成の活動に取り組む団体に対しまして、市町村と連携し、活動に要する経費の一部を支援したものであります。

次に、350ページをお開きください。

表の1段目、県単都市公園整備であります。これは、県総合運動公園ほか5公園で、施設の改修工事等を行ったものであります。

右の351ページを御覧ください。

施策の成果等であります。

中ほど、③にありますように、美しい宮崎づくりにつきましては、全ての市町村で景観計画が策定されるなど、取組の輪は着実に広がっております。今後も、官民連携による美しい宮崎づくりを推進してまいります。

次に、④の県総合運動公園につきましては、津波避難施設の整備が完了したため、今後は、無線放送設備の改修など、ソフト対策を充実させることで、利用者の安全・安心の確保に努めてまいります。

次に、352ページをお開きください。

(2)の地域交通の確保についてであります。

表の2段目、公共街路であります。これは、延岡市の安賀多通線ほか8路線で、街路の整備を行ったものであります。

右の353ページを御覧ください。

中ほどの施策の成果等についてであります。

街路事業につきましては、環状道路や、駅及びバスターミナルへのアクセス道路の整備、通学路の交通安全に資する道路空間の確保など、まちづくりと連携して、道路の整備を進めたところであります。

今後とも、都市部における安全で円滑な交通

を確保するとともに、安心して快適な都市空間の整備に取り組んでまいります。

次に、354ページをお開きください。

3の(1)安全で安心な県土づくりについてであります。

表の公共都市公園につきましては、県総合運動公園における、武道館空調設備の改修工事等を行ったところであります。

表の下、施策の成果等であります。

スポーツランドみやぎの主要施設である武道館等の老朽化対策に着手したことにより、施設利用者の利便性・快適性が向上しました。

今後とも、各種スポーツ施設の改修により、スポーツランドみやぎを後押ししてまいります。

主要施策の成果につきましては以上であります。

最後に、監査結果報告書及び監査委員の決算審査意見書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

**○巢山建築住宅課長** 建築住宅課の決算について御説明いたします。

委員会資料の39ページをお開きください。

表の一番下の段、建築住宅課の計を御覧ください。

令和3年度決算額は、予算額が25億4,366万4,000円、支出済額が22億4,001万8,229円、翌年度への繰越額が3億94万7,000円、不用額が269万8,771円、執行率88.1%で、翌年度への繰越額を含めると99.9%となっています。

資料の36ページにお戻りください。

表の中段の(目)建築指導費ですが、不用額が143万3,243円となっています。

これは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴

う各種会議等の中止に伴う旅費等の執行残によるものであります。

次に、37ページを御覧ください。

表の中段の(目)都市計画総務費ですが、執行率が74.8%となっています。

これは、開発審査会の開催が見込みを下回ったことに伴う報酬等の執行残によるものであります。

表の下から3段目の(目)住宅管理費ですが、執行率が83.3%となっております。

これは、翌年度への繰越しによるものであります。

続きまして、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

報告書の建築住宅課のインデックス、355ページをお開きください。

(1) 快適で人にやさしい生活・空間づくりであります。

表の公共県営住宅建設ですが、一番右側の主な実績内容等の欄を御覧ください。

中ほどの住宅整備事業として、3年度に、日向市の古城ヶ鼻団地3号棟が完成しました。

その下の環境整備事業として、宮崎市の江南団地等の高齢者改善工事、宮崎市の大塚C団地のエレベーター設置工事、宮崎市の生目台東団地等の外壁改修工事を実施しました。

356ページをお開きください。

表の真ん中の宮崎県住生活基本計画改定ですが、一番右側の主な実績内容等の欄を御覧ください。

この事業では、本県の住宅政策の方向性を定める宮崎県住生活基本計画の5年ごとの見直しに伴い、令和3年度から令和12年度までを計画期間とする計画に改定しました。

改定に当たっては、学識経験者等による住宅政策懇談会を開催しました。

表の下の施策の成果等であります。

①の県営住宅についてですが、建て替えのほか、住戸内の床段差の解消や手すり設置による高齢者向けの住戸の整備、エレベーターの設置などによる入居者の利便性の向上を図ったところですが、昭和50年代前半までに建設された多数の県営住宅が建て替え時期を迎えており、計画的な整備が課題となっています。

今後とも、低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯など、居住の安定に配慮が必要な世帯の多様なニーズに対応できるよう、安全・安心に暮らせる環境の整備を行ってまいります。

次に、358ページをお開きください。

(1) 安全で安心な県土づくりであります。

表の真ん中の段の改善事業、木造建築物等地震対策加速化支援ですが、木造住宅の耐震化に取り組む所有者等への補助を行う市町村に対し、その費用の一部を国及び県が支援する事業です。

一番右側の主な実績内容等の欄を御覧ください。

アドバイザー派遣62件、耐震診断171戸、耐震改修100戸、ブロック塀等除去52戸について支援を行いました。

次に、下の段の建築物耐震化促進ですが、耐震改修促進法により、耐震診断が義務化された大規模民間建築物の耐震改修に取り組む所有者等への補助を行う市町村に対して、国及び県が支援をする事業であり、小林市の百貨店1件について事業を実施しました。

また、建築物の耐震化を計画的に実施するための宮崎県耐震改修促進計画について、国の基

本方針の見直しを受けて改定を行いました。

359ページを御覧ください。

施策の成果等についてであります。

②の木造住宅の耐震化については、改修設計と工事のパッケージ化等の補助事業の改善やダイレクトメール・戸別訪問等の市町村による所有者への直接的な働きかけなどにより、耐震改修実施件数が前年度の約1.5倍となったところ です。

これらの取組により実績は増加傾向であります が、耐震化率の目標90%には届いていない状 況であるため、さらに取組を加速し、建築物の 耐震化等に積極的に取り組んでまいります。

主要施策の成果については以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査 報告書につきましては、特に報告すべき事項は ございません。

○金子宮繕課長 宮繕課の決算について御説明 いたします。

委員会資料の41ページをお開きください。

一番下の段、宮繕課計の欄を御覧ください。

当課の令和3年度の決算額は、予算額が2 億7,276万円、支出済額が2億7,220万2,806円、 不用額が55万7,194円であり、執行率は99.8% となっております。

目の不用額が100万円以上及び執行率が90% 未満のものはございません。

次に、主要施策の成果であります が、該当は ございません。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査 報告書につきましては、特に報告すべき事項は ございません。

○西村主査 執行部の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○来住委員 先ほど道路保全課にもお聞きしま したけれども、河川課の河川パートナーシップ での令和3年度の保険適用について、内容を報 告していただきたい。

○山浦河川課長 令和3年度の保険適用は、8 件ということで、同じく蜂に刺されたとか、飛 び石が跳ねて損害が出たとか、そういったもの での保険適用になっております。

○来住委員 それと、県が直接管理している樋 門というのは、何か所あるんでしょうか。

○山浦河川課長 基数については後ほど回答さ せてください。

○来住委員 それは後でまた。これは部長に要 望なんですけれども、今回も高城町で一人の方 が、車で水の中に入って行って亡くなるという ことが起こったんです。県内の樋門は、国土交 通省が直接管理しているところもあるでしょう し、県が管理しているところ——ほとんどが多 分、管理を市町村に委託したり、しかも市町村 も消防団に委託したりしております。都城市で も当然、マニュアルに基づいて樋門を開閉する わけですけれども、閉めると当然内水がどんど ん上がってきます。

今回、例えば川東とかでたくさん床上浸水だ とか、川東小学校まで床上浸水したということが 起こって、それで……

○西村主査 来住委員、申し訳ないですけれど も、決算審議ですから、個別具体的案件は審議 外でお願いいたします。

○来住委員 結構です。

○山浦河川課長 先ほどの水門の基数でござい ますが、操作を要する水門の県内の総数でござ いますけれども、616か所になっております。

○来住委員 県が直接管理するのは。

○山浦河川課長 県内に操作を要する水門の箇所が616か所ございます。あと、委託している水門の数が548か所で、未委託箇所が68か所となっています。

○来住委員 分かりました。

○二見委員 報告書の349ページの住みよいふるさと広告景観づくりで、違反広告物是正が481件あったということなんですけれども、設置してしまった人は、もともとそういう意図はなくやってしまったのか、それとも故意だったのか。そこ辺はどんな状況かは分かりませんか。

○迫美しい宮崎づくり推進室長 是正の件数が481件ですけれども、その元となる発生件数は532件ございまして、その内訳を申しますと、未更新のものが約7割、未申請のものが2割ちょっとということでした。申請がされていなかった、意図的にしていなかったということではなくて、そういったものが漏れていたということで、指導しているところでございます。

○二見委員 広告物とかを出す人たちに対する周知というか、説明の部分での課題というのは、特に今のところはないんでしょうか。

○迫美しい宮崎づくり推進室長 是正指導をするものの、毎年発生しており、いたちごっこのような感じになっております。ですので、その周知というのは非常に重要だと考えておりまして、毎年9月1日から10日の間に屋外広告物適正化旬間を設けております。その期間に一斉点検をしたり、新聞等やパネル展を開いて周知を図っていくということで、粘り強く、そういうものに取り組んでいきたいと思っております。

○二見委員 ちなみに、是正の対象になった方々というのは、県として把握していらっしゃると思います。そういった方々が続けてやっ

るのか、そういうところの状況はどうですか。要するに、新しい人がずっと発生しているのか。個人なのか法人なのか、そこら辺は分かりませんけれども、その詳細についての課題というのはないんですか。

○迫美しい宮崎づくり推進室長 個別具体的なところまでは追いかけておりませんが、同じところが違反されることもございますので、例えば屋外広告物を扱うような業界向けに毎年講習会を行っております。今年も12月に行う予定ですので、そういったところでも徹底して周知を図っていくというところで、再発を防止したいと考えております。

○二見委員 効率的に周知をしっかりとってもらわないといけないなと思っているものですから、どうぞよろしく願いいたします。

○西村主査 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 それでは、以上をもちまして、河川課、砂防課、港湾課、都市計画課、建築住宅課、営繕課の審査を終了いたします。

間もなく正午となりますので、総括質疑は午後1時から再開したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 それでは、そのようにいたします。暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

---

午後0時57分再開

○西村主査 分科会を再開いたします。

説明及び質疑が全て終了いたしましたので、総括質疑に移りたいと思っております。

県土整備部の決算全般についての質疑はござ



いませんか。

○東道路保全課長 午前中、山内副主査から御質問いただきました、通学路の歩道整備率の数字の件ですけれども、今回、県が設定しております歩道の整備率というのは、県独自で指標を設定しておりますして、全国で統一された指標となっているものではございません。このため、全国との比較はできていないという状況でございます。九州各県に問い合わせたところ、3県がこういった指標を取り入れているということは確認いたしました。

○坂口委員 全体に集まってもらったからだけでも、午前中、ストック効果とかフロー効果について尋ねたんですが、本県の重点——県政の推進方策の大きい考え方として、広い意味での地産地消を柱にされています。そういった意味で、フロー効果的視点からとえばいいんでしょうか。特に工事の契約発注なんかに対して、令和3年度はどういった点に留意しながら地産地消に取り組んでこられましたか。

○中原技術企画課長 地産地消についての取組につきまして、委員御指摘のとおり、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用に関する実施方針に基づいて取組を推進しているところであります。工事を発注するまでのいろんな段階において、取組を進めているところでありますして、まず設計段階においては、平成30年度から県産品や県内企業の活用が可能な地産地消に資する工法の検討の義務づけを周知するとともに、原則として県産品を使用した設計をするよう周知しております。

次に、入札段階におきましては、これまでの総合評価落札方式の土木一式工事において、県内企業への下請とか、県産品を使用した場合に

は評価項目として加点をするような取組をしていたんですが、令和3年度から土木一式工事に加えて、舗装とのり面工事についても拡充して取組を推進しているところです。

また、施工段階においては、これまでどおり契約約款に基づいて、資材の購入先や下請企業を県内企業から選定するよう、要請するよう明記しているところであります。

今後とも、地産地消の推進に向けてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○西村主査 ありがとうございます。

ほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 ないようでしたら、以上をもちまして、県土整備部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

---

午後1時4分再開

○西村主査 分科会を再開いたします。

まず、採決についてであります。9月30日の13時から採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

何もないようですので、以上で本日の分科会を終了いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時4分散会

令和4年9月30日(金曜日)

---

午後0時57分再開

---

出席委員(7人)

主	査	西	村	賢
副	主	査	山	内 佳菜子
委	員	二	見	康 之
委	員	野	崎	幸 士
委	員	山	下	寿
委	員	重	松	幸次郎
委	員	来	住	一 人

欠席委員(1人)

委	員	坂	口	博 美
---	---	---	---	-----

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課主任主事	木	村	結
議事課主任主事	山	本	聡

---

○西村主査 分科会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に賛否も含め御意見があればお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時57分休憩

---

午後0時58分再開

○西村主査 分科会を再開いたします。

それでは、これより採決を行います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 それでは、挙手により採決を行います。

議案第24号について、賛成の方の挙手を求め

ます。

〔賛成者挙手〕

○西村主査 挙手多数。

よって、議案第24号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、主査報告骨子案についてであります。主査報告の内容として、御要望等はございませんか。

暫時休憩いたします。

午後0時59分休憩

---

午後0時59分再開

○西村主査 分科会を再開いたします。

主査報告につきましては、正副主査に御一任いただくことで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 それでは、そのようにいたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 何もないようですので、以上で分科会を閉会いたします。

午後0時59分閉会

署 名

商 工 建 設 分 科 会 主 査      西 村      賢